

平成26年第3回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

平成26年9月9日(火曜日) 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第37号 教育委員会委員の任命について
- 第5 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第6 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第7 議案第34号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)について
- 第8 議案第35号 平成26年度訓子府町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第9 議案第36号 訓子府町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第11 議案第43号 町道路線の認定について
- 第12 議案第44号 町道路線の廃止について
- 第13 議案第41号 町道路線の認定について
- 第14 議案第45号 町道路線の廃止について
- 第15 議案第42号 町道路線の認定について
- 第16 認定第1号 平成25年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第2号 平成25年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第3号 平成25年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第4号 平成25年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第5号 平成25年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第6号 平成25年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第22 一般質問

○出席議員（10名）

1番	小林	一甫	君	2番	佐藤	静基	君
3番	西山	由美子	君	4番	安藤	義昭	君
5番	上原	豊茂	君	6番	橋本	憲治	君
7番	工藤	弘喜	君	8番	河端	芳惠	君
9番	山本	朝英	君	10番	余湖	龍三	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池	一春	君
副町長	佐藤	明美	君
総務課長	森谷	清和	君
企画財政課長	伊田	彰	君
町民課長	八鍬	光邦	君
福祉保健課長	渡辺	克人	君
農林商工課長	村口	鉄哉	君
建設課長	佐藤	正好	君
上下水道課長	遠藤	琢磨	君
会計管理者	佐藤	純一	君
教育長	林	秀貴	君
管理課長	山内	啓伸	君
社会教育課長	山本	正徳	君
社会教育課業務監	元谷	隆人	君
幼稚園・保育園・子育て支援			
センター事務長・児童センター長	中山	信也	君
図書館長	三好	寿一郎	君
農業委員会事務局長	竹村	治実	君
教育委員長	飯田	洋司	君
監査委員	山田	稔	君
農業委員会長	清井	敏行	君
選挙管理委員長	仁木	範幸	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷	勇	君
議会事務局係長	本庄	朋美	君

◎開会の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成26年第3回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が12件、認定が6件、報告が1件でございます。

その他、議長からの報告が2件、さらに、議員の派遣についての議決が1件でございます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、2番、佐藤静基君、3番、西山由美子君、4番、安藤義昭君、5番、上原豊茂君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎行政報告

○議長（橋本憲治君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例会招集のご挨拶と行政報告を申し上げます。

本日、第3回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

はじめに、8月19日に広島市を襲った集中豪雨によりまして、現時点で72名の尊い命が失われ、さらに、北海道の西海上に接近した低気圧の影響により、8月24日、礼文町では集中豪雨に伴いガケ崩れが発生し尊い2名の命が失われました。改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、被災地の一日も早い復旧を願うものであります。

さて、8月24日の降雨に伴う本町の被害状況について申し上げますと川北地区において道路、河川、農地に被害がございました。道路につきましては、小規模でございましたが法面と路肩の崩壊、洗掘などの被害が、河川につきましては、太田川と紅葉川でトラフ裏込め砂利の流亡などの被害が、農地につきましては、28戸、約8.1haで作物や表土の流亡などの被害が発生しました。

次に、本年5月末で日出町のコンビニエンスストアが閉店となったことに伴い、日出・大谷など周辺地域の皆様から町指定のごみ袋の購入が不便になったとの声があり、取扱場所の検討を行ってまいりましたが、9月1日から日ノ出地区ふれあいセンターにおいて、午前9時から午後4時まで販売を行うこととしましたので、この場をお借りし、ご報告を申し上げます。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べましてご理解を賜りたいと思います。

まず、各会計の補正予算案についてでございます。

一般会計につきましては、1,900万2千円の追加補正を提案させていただいております。

その主な内容は、総務費では、後ほど行政報告をさせていただきます民生費指定寄付金の社会資本整備基金へ積立金の追加。

民生費では、自立支援サービス事業関係の過年度国庫支出金の精算に伴う返還金の追加。

保健衛生費では、「予防接種法」に基づく成人用肺炎球菌、水痘予防接種の定期接種化に伴い、これにかかる経費の追加。

農林水産業費では、「農地法」改正に伴う農地基本台帳システム改修経費、農地中間管理事業関連事務費、町営牧場における道営草地整備事業費の増額分をそれぞれ追加。

土木費では、町道維持管理事業費増額に伴う機械借上料及び補修用原材料と中央公園内の公衆用トイレ屋根修繕経費の追加。

消防費では、若富町の防火水槽漏水修繕にかかる水道事業会計への負担金の追加。

教育費では、訓子府小学校スクールバンドが全道吹奏楽コンクールに出場したことに伴う派遣費補助金の追加を提案させていただいております。

次に、水道事業会計についてでございますが、一般会計、消防費で申し上げます若富町防火水槽漏水工事にかかる消防施設等修繕負担金と修繕費、開盛浄水場水源井戸内部の状況調査費の追加、今年4月1日から「新地方公営企業法」が施行され、会計制度も改正されたことに伴う給与関係経費の補正、さらにそれにあわせて人事異動分の補正などを提

案させていただきます。

次に、条例改正についてでございますが、単身者や夫婦のみの世帯など生ごみ排出量が少ない世帯などにも配慮し、ひとサイズ小さな生ごみ袋を取り扱うこととするため、訓子府町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案をさせていただきます。

次に、人事案件でございますが、1件目は、教育委員会委員1名が本年12月5日をもって任期満了を迎えますことから、任命についてご提案させていただきます。

2件目は、固定資産評価審査委員会委員のうち2名が本年12月22日をもって任期満了を迎えますことから、その選任についてご提案をさせていただきます。

次に、北海道市町村職員退職手当組合の構成団体の増加に伴う規約の一部変更、町道2路線の終点変更に伴う廃止及び認定、町道1路線の新たな認定についての議会の議決。

次に、認定についてでございますが、一般会計、各特別会計及び水道事業会計の合計6会計の平成25年度決算認定の提案をさせていただきます。

最後に報告でございますが、平成25年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についての報告をさせていただきます。

以上、議案12件、認定6件、報告1件の提案をさせていただきますが、詳細につきましては、各担当課長等から説明させていただきますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

このたび、民生費指定寄付金がありましたので、ご報告申し上げます。

去る8月20日にケアハウス「ほなみ」に入居されております島ミサ子様から、長年にわたり訓子府町に大変お世話になっているとのことで、町の福祉に役立てていただきたいと100万円のご寄付をいただきました。

ご寄付を賜りました島ミサ子様のご厚意に心から感謝を申し上げますとともに、寄付金につきましては、社会資本整備基金に積み立てることとし、本定例町議会に補正予算として提案をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） ただいまの行政報告については、寄付に関する案件でありますので、質疑を省略することとし、以上をもって、行政報告を終了いたします。

議員、説明員の皆さん9月に入っておりますけれども今回もクールビズになっておりますので、上着の着用を自由にしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

◎議案第37号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第4、議案第37号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案書の19ページをお開き願いたいと思います。

人事案件でございますので、私からご説明をさせていただきます。

議案第37号 教育委員会委員の任命について。

現在、教育委員であります古沢美佳氏が本年12月5日をもって、任期満了となり

ます。

ご存じのとおり古沢美佳氏は、平成22年12月6日に教育委員に就任され、1期4年間にわたり教育委員としてご活躍されております。

12月5日で任期満了を迎えますが、古沢美佳氏を引き続き教育委員として任命させていただきたく、ご提案申し上げるものでございます。

ここで、古沢美佳氏の経歴などを簡単にご紹介いたします。

(経歴等掲載省略)

なお、任期につきましては、平成26年12月6日から平成30年12月5日までの4年間でございます。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第37号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議案第38号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第5、議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（菊池一春君） 人事案件でございますので、私からご説明をさせていただきます。

議案書の20ページをお開き願いたいと思います。

議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

固定資産評価審査委員会委員2名が任期満了となりますことから、地方税法第423条第3項の規定によりまして、次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

記以下について、ご説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法の定めにより、本町では川北地区、川南地区、市街地区からそれぞれ1名ずつ選任しておりますが、そのうち市街地区の岩城道尚さんが平成26年12月22日をもって任期満了となりますことから、引き続き、岩城氏を選任いたしたく、今定例町議会に提案させていただきましたので、よろしくお願いたします。

岩城氏のご経歴につきましては、議員の皆様には十分ご承知のことと存じますが、簡単にご紹介をさせていただきます。

(経歴等掲載省略)

なお、任期につきましては、平成26年12月23日から平成29年12月22日までの3年間でございます。

以上、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより、議案第38号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議案第39号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第6、議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（菊池一春君） 人事案件でございますので、引き続き、私からご説明をさせていただきます。議案書の21ページをお開き願いたいと思います。

議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員2名が任期満了となりますことから、地方税法第423条第3項の規定によりまして、次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

記以下について、ご説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法の定めによりまして、本町では川北地区、川南地区、市街地区からそれぞれ1名ずつ選任しておりますが、そのうち川南地区の大正寺信雄さんが、平成26年12月22日をもって任期満了となりますことから、引き続き、大正寺氏の選任をいたしたく、今定例町議会に提案させていただきましたので、よろしく願いいたします。

大正寺氏のご経歴につきましては、議員の皆様には十分ご承知のことと存じますが、簡単にご紹介をさせていただきます。

（経歴等掲載省略）

なお、任期につきましては、平成26年12月23日から平成29年12月22日までの3年間でございます。

以上、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたします。

これより、議案第39号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第40号、議案第43号

○議長(橋本憲治君) 次に、日程第7、議案第34号、日程第8、議案第35号、日程第9、議案第36号、日程第10、議案第40号、日程第11、議案第43号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第34号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)についての提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐藤明美君) それでは、議案書の1ページになります。

議案第34号 平成26年度訓子府町一般会計補正予算(第4号)の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条にありますように歳入歳出それぞれ1,900万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,789万9千円とするものでございます。

第2項にございますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの「第1表」でございますが、これについては、後ほどご覧をいただくということで、内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書の中で、後ほど説明をさせていただきたいというふうに思っております。

続いて、その下の第2条では、地方債の補正になりますけれども、その内容は3ページをお開き願いたいと思いますけれども、町営牧場の道営草地整備事業におきまして、労務単価と消費税の増に加えまして、当初見込みよりも湧水箇所が多かったということで事業費の増がありましたので、道営草地整備事業債を70万円増額し160万円とするものでございます。この中身については、歳出のほうでまた説明をしたいと思います。

次に、これに基づきまして10ページにいきますけれども地方債の現在高になります。この表の区分3の(2)過疎対策事業債の右から3列目になりますけれども、平成26年度中の起債見込額は、今回増えた70万円を加えまして4億870万円ということになります。

そして、本年度の起債借入総額につきましては、同じ列の一番下から3行目になりますけれども6億2,580万円となりまして、これによりまして起債の年度末現在高見込額につきましては、さらに一番右側になりますけれども4億7,911万3千円というこ

とになります。

なお、この表の下のほうに記載してある分につきましては、今回からちょっと明記したんですけれども繰越明許費にかかる、今まではこの額が入っていなかったという部分ございますので、今回わかるようにその中に入れたということで、内数で考えていただければと思いますけれども、繰越明許費の本年度借り入れする起債額でそれぞれの区分で平成26年度中起債見込額に入っているというふうにご理解いただければと思います。

それでは、次に、事項別明細書の説明に入りますけれども、説明につきましては、先に6ページ以降の歳出を中心に説明させていただきたいというふうにご考えています。

6ページの一番上の表になりますけれども、2款の総務費、1項、1目、一般管理費の右側にありますけれども、事業区分、各種基金積立金につきましては、行政報告で町長のほうから説明いたしましたけれども、寄付につきましては、社会資本整備基金積立金の福祉というところに100万円を積み立てるというものでございます。

次に、中段の表になりますけれども、3款の民生費、1項、1目の社会福祉総務費の事業区分、自立支援サービス事業では、国庫支出金の障害者自立支援給付費をはじめとします各種負担金の平成25年度の精算に伴います返還金が生じたということから633万7千円を追加するというものでございます。

次に、下段の表になります。

4款、衛生費、1項、2目の予防費の事業区分でいきますと予防接種事業、これは10月1日より成人用肺炎球菌と水痘が「予防接種法」に基づきまして、定期接種に追加されたということから、需用費の印刷製本費で予診票の3万5千円、医薬材料費として120回分の58万4千円、それと役務費で対象者の個別通知費用としまして3万6千円、そして委託料としまして、水痘で120人分で58万4千円、それと肺炎球菌分で120人分で67万2千円、あわせて125万6千円、合計で191万1千円を追加するというものでございます。

次に、7ページの上の表になります。

6款の農林水産業費、1項、1目の農業委員会費の事業区分、事務局費では「農地法」の改正によりまして、農地情報が一筆ごとの管理になるということから、農地基本台帳管理システムの改修を行うというものでございまして、委託料で49万7千円を追加するというものでございます。

次に、その下の事業区分、農地中間管理事業ですけれども、この事業は、農地の担い手への利用集積や集約などを推進するための農地中間管理機構の指定を受けた北海道農業公社が道内の農地中間管理事業を担うこととなりますので、これに伴う実質的な運用は7月スタートということになってございます。

このことから、本町の農地の貸し借りなどの調整にかかる事務費としまして、需用費の消耗品で27万1千円、役務費の通信運搬費で2万5千円、コピー機、電子複写機借上料で5万円、あわせて34万6千円を事務費として計上するものでございます。

次に、その下の7目の牧場費、事業区分が牧場草地整備事業になりますけれども、前段の地方債の補正のところでも若干説明したところですが、町営牧場の本年度実施箇所を測量したところ湧水箇所が多数見つかったということから、その処理を行うために事業費を増額したというものでございまして、その内容につきましては「資料2」というの

を別に配布していると思うんですけども、それをご覧いただきたいと思います。それでは「資料2」になりますけれども、これは一般会計の補正予算にかかる投資的事業の表を一覧にしたものでございまして、事業の内容というのが真ん中ほどにあると思うんですけども、その一番上の段が当初分ということで、これは湧水処理ということで900万円の25%の受益者負担ということで225万円を当初から計上しておりますけれども今回、下のところの理由にもございまして、真ん中の表ですけれども、これが今回増額になった分ということで、ここに湧水処理箇所の増及び労務単価の高騰等による事業費増に伴う増額ということで書いてございまして、この分がちょうど700万円の事業費に対しまして25%で175万円が増加になった分ということで、一番下の表にいきますと、それらの合計で全事業費が1,600万円、地元負担が25%負担で400万円ということになったものでございます。

再び7ページに戻っていただきたいんですけども、このことによりまして、町負担が増額となった分175万円、今ご説明した175万円を負担金、補助及び交付金の道営草地整備事業負担金で追加しているということでございます。

また、この事業費の増加によりまして、その下の北海道土地改良事業団体連合会負担金が1千円追加というかたちになります。

次に、下の表になります。

8款、土木費の3項、2目、道路維持費の事業区分、町道維持管理事業では、これは昨年度の大雨による被害箇所の積み残し分、それと春先の路面状況が思ったより悪いという箇所が多かったものですから、それに加えまして8月の局所的に降った大雨に伴いまして、さらに機械借上料や原材料費の単価の上昇というのがございまして、今回、使用料及び賃借料の機械借上料で207万円の追加、それと原材料費、砂利等になりますけれども、補修用砂利で約800m³、157万2千円、合計364万2千円の追加ということにしていきたいと思っております。

次に、8ページになります。

同じく、土木費の8款、5項、1目の公園費の事業区分、各公園等維持管理事業でございまして、中央公園内にあります、ちょうど神社のところの公衆用トイレがございまして、その屋根がアリの浸食されまして、屋根の沈下がみられるということ。今後の積雪による崩落の危険性もあるということから、下地と屋根の葺き替えを急ぎ行うというものでございまして、需用費の修繕料で230万円を追加してございます。

次に、真ん中の表の9款、1項、1目の消防組合費の事業区分、北見地区消防組合負担金では、9ページの「消防組合負担金内訳」をご覧いただきたいと思っておりますけれども、この事業区分、消防施設維持管理経費としまして、場所といたしましては、北1条線の道道から西側、農協の芳賀さんのところの辺になりますけれども、その防火水槽に漏水があったということから修理するもので、前段で町長のほうから説明がございましたけれども、その修理費として水道会計のほうに支払うというもので、負担金、補助及び交付金で50万3千円を追加しているというものでございます。

また前のページに戻っていただきまして、8ページになりますけれども、一番下の表になります。

10款、教育費の2項、小学校費、2目、教育振興費の事業区分、教育振興事業で

は、訓小スクールバンドが8月3日に行われた北見地区吹奏楽コンクールで金賞を受賞しました。これに伴いまして、9月7日に札幌市で開催される全道吹奏楽コンクールに出場する費用としまして、負担金、補助及び交付金の特別活動派遣費補助で7万5千円を計上するというものでございます。

次に、歳入になりますので、4ページに戻っていただきたいと思ひます。

4ページの歳入ですけれども、一番上の表になります。

12款、使用料及び手数料の1項、7目、教育使用料ですけれども、幼稚園就園奨励費補助に基づきます保育料の減免によるもので、第1子で8世帯16万円、第2子で23世帯92万円、第2子の非課税世帯で3世帯15万円、第3子2世帯で15万8千円、これらの合計が36世帯で138万8千円、この分を減額するというものでございます。

次に、2段目の表になりますけれども、13款、2項、4目の教育費国庫補助金では、公立と私立の幼稚園の格差是正を図るために保育料軽減をしている自治体に補助されるというものでございまして対象経費が、今ちょっと前段でお話しました138万8千円の3分の1の交付率で、さらに0.65を掛けるんですけれども30万円ということになります。当初で6万9千円計上しておりますので、差額23万1千円を追加するというものでございます。

次に、一番下の表になりますけれども、14款、2項、1目の総務費道補助金、地域づくり総合交付金で今回、防災備品が採択となったということから、当初で計上している総事業費104万9千円の2分の1補助で50万円を計上させていただいたというところでございます。

次に、4目の農林水産業費道補助金の農業費補助金では、農業委員会の農地基本台帳システム、先ほど歳出でお話しました、これに要する費用でございまして、補助率100%になりますので49万7千円を計上させていただいております。

次に、その下の林業費補助金では、これも地域づくり総合交付金のエゾシカ緊急対策事業としまして、^{ざんし}残滓運搬と処理業務が採択されることになりましたので、1頭当たりの基本上限額、これは決まっているんですけれども7千円、これに対する20%、単価ですね、さらに交付率2分の1ということで、今回は200頭分の14万円を計上させていただいたというものでございます。

次に、5ページの上の表になります。

16款、1項、3目、民生費寄付金では、行政報告でも説明しました寄付金100万円の計上ということになってございます。

次に、2段目の表の18款、1項、1目の繰越金になりますけれども、これは平成25年度の繰越金で1,540万6千円の計上ということなんです。

次に、3段目の表では、19款、5項、5目の雑入になります。北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業の助成対象としまして、ふるさとまつり、当初から予算計上しておりますけれども、ふるさとまつりが100万円、同じく図書館開館30周年、それと歴史館開館とあわせまして57万円が対象になっております。これらあわせまして157万円が今回交付されたことによって計上しているというものでございます。

次に、その下の農地中間管理事業業務委託金として、この事業の事務費分34万6千円、歳出のところでも説明したように34万6千円を計上しているものでございます。

次に、一番下の表になりますけれども、20款、1項、3目の農林水産業債、起債ですけれども、これは道営草地整備事業債として70万円を追加するというものでございます。

最後になりますけれども、別紙の資料の「資料1」を見ていただきたいと思っておりますけれども、「資料1」の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）をご覧いただきたいと思っておりますけれども、今回の補正後の一般会計の基金保有見込額は、右側の下から4段目、一般会計の部分ですけれども4段目にありますように39億6,408万1千円ということになってございます。

以上、平成26年度訓子府町一般会計補正予算（第4号）の内容につきまして、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第35号 平成26年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案書11ページをお開きください。

議案第35号 平成26年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案説明をさせていただきます。

まず、第2条で、平成26年度水道事業会計予算の第3条、支出、第1款第3項予備費を第4項とし、第2項の次に第3項として、新たに特別損失を加え、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収益的収入では、営業収益で50万3千円を増額し、収入の総額を1億8,321万2千円とするものであります。

次に、収益的支出であります。営業費用で192万7千円を減額、新たに特別損失で221万円を増額し、支出の総額を1億6,009万8千円とするものであります。

次に、第3条では、予算第7条に定めた経費の職員給与費を302万4千円減額し、総額3,004万9千円とするものであります。

次の12ページ、水道事業会計予算実施計画（説明書）であります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものでございますので、内容について説明をさせていただきます。

まず、（1）収益的収入及び支出であります。

収益的収入、1款、1項、営業収益の2目、その他営業収益を50万3千円増額するもので、その内容は、先ほど一般会計の補正予算でも説明がありましたとおり若富町防火水槽において漏水が発生し、その修繕工事費を北見地区消防組合から消防施設等修繕負担金として、水道会計に収入になるものでございます。これにつきましては、当初10万円の予算計上しておりました、今回この修繕費としまして、60万3千円かかるということでその差額の50万3千円を追加補正するものでございます。

次に、収益的支出の内、1款、1項、営業費用の1目、原水及び浄水費につきましては、委託料で平成13年に設置しました開盛浄水場の水源井戸内部に揚砂が生じ、砂及び小砂利が堆積してきていることから、井戸カメラにより現在の状況を調査するための費用として59万4千円を増額するものでございます。

2目の配水及び給水費の修繕費につきましては、先ほど営業収益でも説明させていただきました消防施設等修繕負担金全額を若富町防火水槽漏水修繕工事代金に充てるため50

万3千円を増額するものでございます。これにつきましても先ほどの収入と同じように当初予算で10万円を計上してございますので、60万3千円との差額の50万3千円を追加補正するものでございます。

3目の総係費につきましては、総額で302万4千円の減額でございます。内容につきましては、まず、給料の53万円の減額につきましては、4月の人事異動に伴います減額によるものでございます。

手当の228万3千円の減額につきましては、今年4月1日から「新地方公営企業法」が施行され、それに伴いまして新たな会計制度も発足になりましたことにより、正確な損益期間中の損益状況及び財政状況の適正な表示の観点から区分するもので、26年6月に支払われました期末手当、勤勉手当の内、25年12月から26年3月分に相当する額を特別損失として処理し、今回その措置に相当する額187万8千円を手当の科目から減額し、新たに特別損失の科目に計上するものでございます。

また、人事異動に伴いまして、期末手当15万4千円、勤勉手当8万円、時間外勤務手当2万7千円、住居手当14万4千円もあわせて、それぞれ減額補正するものでございます。

次に、賞与引当金繰入額33万7千円を増額につきましては、先ほど説明をいたしましたのと同様に会計制度の改正に伴いまして、平成27年6月に支給される期末手当、勤勉手当にかかります法定福利費を法定福利費繰入額として追加するものでございます。

次の法定福利費の54万8千円の減額は、手当と同じく期末手当、勤勉手当にかかる共済費の内、平成25年12月から26年3月分に相当する額を特別損失として処理することとなったため、今回その措置に相当する額33万2千円と人事異動に伴います法定福利費21万6千円を職員共済組合負担金から減額するものでございます。

次に、1款、3項、特別損失、1目、その他特別損失は、今回、科目新設でありまして、先ほど来から説明をさせていただいておりますとおり26年6月に支払われました期末手当、勤勉手当の内、25年12月から26年3月分に相当する額の手当187万8千円及び法定福利費33万2千円の合計221万円をその他特別損失として計上するものであります。

次に、13ページの平成26年度訓子府町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書についてでございますが、これは活動ごとの一会計期間の現金の流れを見るための報告書でございますが、今回の補正に伴いまして、当初予算時と比べましてI業務活動の内、当年度純利益で30万1千円増額、引当金の増減額で33万7千円増額し、IVの資金増加額が63万8千円増の1,027万4千円となります。それからVIの資金期末残高が3億8,002万3千円となっております。

14ページから15ページの給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成しており、2として今回の補正に伴います給料及び手当の増減額の明細を記載しております。後ほどご覧いただくこととしまして、説明は省略させていただきます。

以上、平成26年度訓子府町水道事業会計補正予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第36号 訓子府町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書16ページ

でございます。

町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 議案書の16ページをお開き願います。

議案第36号 訓子府町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、日頃から町民の皆様には、ごみの減量化のため分別収集にご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りして感謝を申し上げますと思いますが、このうち生ごみの袋につきましては、袋の大きさが現行、大袋30リットル・中袋20リットル・小袋10リットルの3種類の大きさでご協力をお願いしております。

本年度に入りまして、町民の方から10リットルの一番小さい袋でもなかなか一杯にならないので、もう一回り小さい袋を作製してもらえないかとの要望を受けておりました。一人暮らしや夫婦世帯等、少人数の世帯にとりましては、特に、生ごみの袋につきましては、袋ごと堆肥化するため日持ちがしないものでありますことから、今までの一番小さい袋でも、大き過ぎるとのご意見をいただき、検討の結果、一回り小さい極小サイズの5リットルの袋を作製し、引き続き、適正な分別収集にご協力いただきたいと思います。今回、条例の一部を改正するものであります。

それでは、記以下について、説明させていただきます。

別紙として、次の17ページになります。

訓子府町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

訓子府町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成15年条例第27号）の一部を次のように改正する。

ここに載っておりませんが、この条例の第21条で廃棄物処理手数料を定めておりますが、その第2項で手数料を徴収する区分及び金額は別表第1のとおりとするという規定がございます。今回、一回り小さい袋を作製するため、この別表第1に生ごみ袋の大きさの種類に極小袋を追加する改正をするものであります。

ここに別表第1中として改正する「家庭系廃棄物の収集、運搬及び処理」の部分抜き出しております。上のかぎ括弧が現行ですが、これを下のかぎ括弧に改正するものであります。

参考までに次の18ページに横向きになりますが、左側を改正案とし改正部分に下線を引いた新旧対照表を添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。改正するところは、左から3列目の区分の欄の上から2段目の生ごみの欄になりますが、その隣の単位の欄の一番上に「極小袋（5リットル）」、その隣の金額の欄の一番上に「20円」を追加するものであります。

17ページに戻っていただきまして、附則であります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

なお、この条例の施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。実際の販売につきましては、議決をいただいた後に発注等事務を進めますので、12月頃までには何とか購入できるように事務を進めてまいりたいと考えております。実施の際には、改めて広報等により町民の皆様には周知して実施してまいりたいと考えております。

ので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、訓子府町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） ここで暫時休憩をしたいと思います。

午前10時35分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次に、議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更についての提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議案書の22ページをお開きいただきたいと思います。

議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について、その提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から北海道市町村職員退職手当組合に根室北部廃棄物処理広域連合が加入することから、北海道市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記以下に規約の変更文を記載しております。

北海道市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合同約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（根室）の項中「中標津町外2町葬斎組合」を「中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改める。

附則にありますように、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行することとしております。

以上、北海道市町村職員退職手当組合を組織する団体の増加及び北海道市町村職員退職手当組合同約の変更について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第43号 町道路線の認定についての提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案第43号の提案説明を申し上げます。議案書27ページをご覧くださいと思います。

議案第43号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のように町道路線を認定

しようとするものであります。

記としまして、認定する路線は、路線番号199で、路線名は末広団地東1丁目線であります。起点は訓子府町末広町126番地、終点は訓子府町末広町138番地で、重要な経過地は末広町であります。

路線の位置につきましては、次ページの図をご覧いただきたいと思いますが、末広緑丘線の東側の末広団地の入口、末広団地南2条線との重複区間となりますが、そこから団地内を通りバス停のある末広団地2条線方向につながる路線であり、実延長は158.5mであります。

本路線につきましては、新たに町道として認定しようとするものであり、本年12月初旬に供用開始する予定となっております。

以上、議案第43号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第40号、議案第43号の各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

◎議案第44号、議案第41号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第12、議案第44号、日程第13、議案第41号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第44号 町道路線の廃止についての提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案第44号の提案説明を申し上げます。議案書29ページをご覧いただきたいと思います。

議案第44号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の町道路線を廃止しようとするものであります。

記としまして、廃止する路線は、路線番号56の若葉町北3条線であります。起点は訓子府町若葉町61番地、終点は訓子府町若葉町92番地で、重要な経過地は若葉町であります。

路線の位置につきましては、次ページの図をご覧いただきたいと思いますが、この度の道路整備工事に伴い、この後、議案第41号で提案説明させていただきますとおり終点が変更になることから、本路線、実延長にして約158m、これを廃止するものであります。

以上、議案第44号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第41号 町道路線の認定についての提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 引き続き、議案第41号の提案説明を申し上げます。議案書の23ページでございます。

議案第41号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のように町道路線を認定しようとするものであります。

記としまして、認定する路線は、路線番号56で、路線名は若葉町北3条線であります。起点は訓子府町若葉町61番地、終点は訓子府町若葉町109番地1で、重要な経過地は若葉町であります。

路線の位置につきましては、次ページの図をご覧いただきたいと思いますが、道道北見白糠線から川北第3支線の突き当たりまでの区間であり、実延長は178mであります。

本件につきましては、施工中の道路整備に伴い、先ほど議案第44号で廃止の提案を説明した同路線の終点を20mほど西方向に変更するため、新たな路線として町道認定をしようとするものであり、本年11月に供用開始する予定であります。

以上、議案第41号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第44号、議案第41号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第45号、議案第42号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第14、議案第45号、日程第15、議案第42号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第45号 町道路線の廃止についての提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案第45号の提案説明を申し上げます。議案書31ページをご覧いただきたいと思います。

議案第45号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の町道路線を廃止しようとするものであります。

記としまして、廃止する路線は、路線番号173の穂波南2条線であります。起点は訓子府町字穂波69番地77、終点は訓子府町字穂波69番地2で、重要な経過地は穂波であります。

路線の位置につきましては、次ページの図をご覧いただきたいと思いますが、この度の道路整備工事に伴い、この後、議案第42号で提案説明させていただくとおり、終点が変わることから本路線、実延長にして約112mを廃止するものであります。

以上、議案第45号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第42号 町道路線の認定についての提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 議案第42号の提案説明を申し上げます。議案書25ページをご覧いただきたいと思います。

議案第42号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のように町道路線を認定しようとするものであります。

記としまして、認定する路線は、路線番号173で、路線名は穂波南2条線であります。起点は訓子府町字穂波69番地77、終点は訓子府町字穂波69番地7で、重要な経過地は穂波であります。

路線の位置につきましては、次ページの図をご覧いただきたいと思いますが、保養センター線から鉄南西23号線までの区間でありまして、実延長は約185mであります。

本件につきましては、施工中の道路整備に伴い、先ほど議案第45号で廃止の提案説明した同路線の終点を鉄南23号線まで、距離にして73mほど変更するため新たな路線として町道認定しようとするものであり、本年11月に供用開始する予定でございます。

以上、議案第42号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第45号、議案第42号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、
認定第6号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第16、認定第1号、日程第17、認定第2号、日程第18、認定第3号、日程第19、認定第4号、日程第20、認定第5号、日程第21、認定第6号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号 平成25年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書33ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 認定第1号について、ご説明申し上げます。議案書の33ページをお開きください。

認定第1号 平成25年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成25年度訓子府町一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものでございます。

平成25年度訓子府町一般会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製したうえで、監査委員の審査に付したところでございますが、本年8月4日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成25年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査の意見」をいただきました。これを受け地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付すものでございます。

ここで一般会計の決算の概要をご説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成25年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページをお開きいただきたいと思っております。

この表は、会計別決算額の総括表でございますが、一般会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入が45億5,684万9,688円、対前年度3億2,509万967円、7.7%の増となっております。次の段の歳出につきましては対前年4億1,476万6,606円、10.7%増の42億9,727万9,296円となっております。

これにつきましては、平成24年度に国の経済対策による大型補正により、繰越明許費が大幅に増額になったこと。地方負担額に応じて交付された地域の元気臨時交付金の交付が増額の大きな要因となっております。

なお、収支差引残額につきましては、対前年25.7%減少、2億5,957万392円となっております。

右側の備考欄に決算剰余金の処分内容を記載してございますが、1億5千万円を財政調整基金に決算積み立てし、残り1億957万392円を翌年度に繰り越すこととしておりますが、その中には、6月の定例会でご報告させていただきました国の経済対策を中心とした補正予算に関する繰越明許費にかかる財源として4,722万4千円が含まれてございます。

なお、別冊で配付しております「平成25年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」につきましては、後ほどご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきますが、予算の執行及び財政運営は適正である旨のご意見をいただいております。

以上、認定第1号 平成25年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について、説明させていただきました。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、認定第2号 平成25年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） 認定第2号について、説明申し上げます。議案書の34ページをお開きください。

認定第2号 平成25年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成25年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成25年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製したうえで、監査委員の審査に付したところであります。本年8月4日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成25年度訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、国民健康保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成25年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から2段目の国民健康保険特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

決算額（B）欄、歳入9億6,164万9,945円、歳出9億2,599万2,287円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額3,565万7,658円のうち、3,565万7千円を財政調整基金に決算積み立てをし、残りの端数658円を翌年度へ繰り越ししております。

なお、別冊で配付しております「平成25年度訓子府町各会計決算の審査意見書」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきますと存じます。

以上が、平成25年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、認定第3号 平成25年度訓子府町後期高齢者医療特別会

計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君）　続きまして、認定第3号について、説明申し上げます。議案書の35ページをお開きください。

認定第3号　平成25年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成25年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成25年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製したうえで、監査委員の審査に付したところでありますが、本年8月4日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成25年度訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成25年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から3段目の後期高齢者医療特別会計の欄をご覧いただきたいと思っております。

決算額（B）欄、歳入7,217万3,062円、歳出7,211万3,962円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額5万9,100円につきましては、出納整理期間中に収納された平成25年度分の保険料でありますので、これを後期高齢者医療広域連合に納付するため、全額翌年度へ繰り越ししております。

なお、別冊で配付しております「平成25年度訓子府町各会計決算の審査意見書」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上が、平成25年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君）　次に、認定第4号　平成25年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君）　認定第4号について、説明申し上げます。議案書の36ページをお開きください。

認定第4号　平成25年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成25年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成25年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製したうえで、監査委員の審査に付したところでありますが、本年8月4日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成25年度訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、介護保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成25年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から4段目の介護保険特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

決算額（B）欄、歳入4億2,218万8,346円、歳出4億1,717万1,411円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額501万6,935円を全額翌年度へ繰り越ししております。

なお、別冊で配付しております「平成25年度訓子府町各会計決算の審査意見書」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上が、平成25年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、認定第5号 平成25年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 認定第5号 平成25年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明をさせていただきます。議案書の37ページでございます。

平成25年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成25年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製したうえで、監査委員の審査に付したところではありますが、8月4日付けの文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成25年度訓子府町各会計歳入歳出決算の審査意見」をいただきました。

このことを受けまして、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、下水道事業特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成25年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページをご覧ください。

この表は、会計別決算額の総括表であります。下水道事業特別会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入1億7,004万3,419円、歳出1億7,004万3,419円で、収入支出差引額はゼロとなっております。これにつきましては、一般会計からの繰入金で財源調整を行ったことによるものであります。

なお、別冊で配付しております「平成25年度訓子府町各会計決算の審査意見書」につきましては、後ほどご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上が、平成25年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、認定第6号 平成25年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（遠藤琢磨君） 議案書38ページでございます。

認定第6号 平成25年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明をさせていただきます。

平成25年度訓子府町水道事業会計決算に伴う剰余金の処分を、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、別冊の「平成25年度訓子府町水道事業決算書」5ページの剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて平成25年度訓子府町水道事業会計決算を

同法第30条第4項の規定に基づき、決算書のとおり認定に付するものでございます。

平成25年度訓子府町水道事業会計決算につきましては、本年3月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製したうえで、監査委員の審査に付したところでありませんが、8月4日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「平成25年度訓子府町水道事業会計決算の審査意見」をいただきました。

また、剰余金の処分につきましては「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これにより地方公営企業の経営の自由度を高める観点から、「地方公営企業法」の資本制度に関する規定が一部改正され、条例又は議決により利益の処分を行うことになったものでございます。

このことを受けまして、地方公営企業法の規定に基づき、議会の決算認定と同時に剰余金処分の議決を受けるものでございます。

それでは、平成25年度の訓子府町水道事業会計の決算について、お手元のA4版、決算書で概要を説明させていただきます。

決算書の1ページをまずお開きください。

まず、収益的収入及び支出の、収入につきましては営業収益と営業外収益をあわせた水道事業の収益でございますが、1億7,381万1,245円の決算でございます。

支出につきましては、営業費用と営業外費用をあわせた1億3,756万6,711円の決算となっております。このうち消費税につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。また、税抜き処理後の収支につきましては、損益計算書で説明をさせていただきます。

次の2ページをお開き願いたいと思います。

資本的収入及び支出の状況でございます。

まず、資本的収入では、補助金と負担金をあわせ2,354万5,723円の決算でございます。

資本的支出につきましては、建設改良費と企業債償還金をあわせ5,965万3,003円の決算でございます。

なお、収入、支出差し引きで不足いたします3,610万7,280円につきましては、欄外が一番下、括弧書きで記載のとおりでございますが、過年度分の損益勘定留保資金3,545万2,550円と25年度分の消費税及び地方消費税の資本的収支調整額65万4,730円で補填してございます。

次の3ページでございます。

これは、1ページの収益的収支の税抜き処理後の損益計算書でございます。

まず、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益でございますが、25年度は2,351万7,545円でございます。

次に、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引きますと647万5,709円となります。

また、この営業利益2,351万7,545円に3の営業外収益から4の営業外費用を差し引きました額の647万5,709円をあわせた額2,999万3,254円が25年度の経常利益であり、当年度の純利益となりますので、黒字決算ということになります。

また、前年度の繰越欠損金がありませんので、平成25年度末における処分利益剰余金

は同額の2,999万3,254円となるものでございます。

次に、5ページをお開き願いたいと思います。

平成25年度訓子府町水道事業剰余金処分計算書(案)でございますが、平成25年度の決算において利益が生じたことから、未処分利益剰余金を企業債の償還を目的とした減債積立金に2,999万3,254円全額を積み立てるものでございます。

なお、別冊で配付しております「平成25年度訓子府町水道事業会計決算の審査意見書」につきましては、後ほどご覧をいただくことといたしまして、説明は省略させていただきます。

以上が、平成25年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の概要でございます。ご審議の上、決算の認定及び剰余金の処分に関し、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(橋本憲治君) 以上で、認定第1号から認定第6号までの一括議題の提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更

○議長(橋本憲治君) ここで、議事について、議会運営委員長並びに副議長と協議のため、暫時1分間か2分間休憩をいただきまして再開をしたいと思います。

よろしく願いいたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

○議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長並びに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第16、認定第1号から日程第21、認定第6号までの一括議題の質疑を先に行いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第16、認定第1号から日程第21、認定第6号までの一括議題の質疑を先に行うことに決定いたしました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、 認定第6号

○議長(橋本憲治君) これより提案理由の説明が終わっております一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑をすることを許します。

まず、最初に認定第1号の質疑を許します。議案書33ページでございます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。
次に、認定第2号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。
次に、認定第3号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。
次に、認定第4号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。
次に、認定第5号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。
次に、認定第6号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。
以上をもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第6号につきましては、訓子府町議会委員会条例第5条に基づき、4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

なお、審査については、議会の閉会中も行うことができるものといたします。

また、地方自治法第98条第1項に基づく^{けんえつ}検閲検査ができることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

委員の選任については、訓子府町議会委員会条例第7条第4項の規定により、4番、安藤義昭君、5番、上原豊茂君、9番、山本朝英君、10番、余湖龍三君をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

この後、委員会を開催したいと思いますので、ここで昼食のため、議会をいったん閉じたいと思います。昼食休憩にいたしたいと思いますので、暫時ここで議会を閉じたいと思います。ご苦労様でございました。

休憩 午前11時19分

再開 午後 1時00分

○議長(橋本憲治君) それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開き、正副委員長及び審査期間が決定いたしましたので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長(森谷 勇君) それでは、ご報告申し上げます。

本年度の決算審査特別委員会につきましては、委員長に山本朝英委員、副委員長に安藤義昭委員が選任されました。

また、審査期間につきましては、平成26年11月4日、火曜日から11月10日、月曜日までの土日を除く5日間と決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長(橋本憲治君) 以上、報告を終わります。

◎一般質問

○議長(橋本憲治君) 次に、日程第22、一般質問を行います。質問は、通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたします。簡潔に質問、答弁されますように希望いたします。それでは、一般質問の発言を許します。

8番、河端芳恵君。

○8番(河端芳恵君) 8番、河端です。通告書に従いまして、災害ゼロを目指す対策について、町長に伺います。

地球温暖化の影響か、この夏も異常気象による想定外のゲリラ豪雨などによる災害が全国各地で多発しており、いつ、どこで、何が起こるかわからないような状況が続いています。広島市を襲った集中豪雨による土石流の被害の惨状は、現実のものとは信じがたい悲惨なものでした。いまだに行方不明の方もいらっしゃいます。被災された方に心からお見舞い申し上げます。

比較的災害の少ない訓子府町ですが、8月11日、24日の降雨の際には、危険な箇所も見受けられ、一部で冠水した畑もありました。

特に、8月24日は、境野にありますアメダスによると1日に51.5mm、最大1時間に20.5mm、10分間で17mmと短時間で大量の雨が降ったということがわかり

ます。あの雨がもう少し長く続いていたら、どのような被害があったかと思うと恐ろしくなりました。

1、昨年9月にも特別警報の運用開始を受けて同様の質問をしましたが、これからの台風シーズンを迎え、災害を未然に防ぐ対策をどのように進めているのか伺います。

2、町内には土砂災害危険箇所が13カ所あるようですが、その現状と対策を伺います。

3、異常降雨の際、^{いっすい}溢水、氾濫の恐れのある箇所は、毎回ほとんど同じ場所ですが、根本的な対策などの考えはありませんか。

4、夏季、冬季など、季節により想定される災害の状況が違い、それぞれに必要な物資も対応も違います。「備えあれば憂いなし」備品などの整備は進んでいますか。

以上、伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「災害ゼロを目指す対策」について、4点のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

まず1点目に「これから台風シーズンを迎えて、災害を未然に防ぐ対策をどのように進めているか」とのお尋ねでございました。

台風をはじめ、気象、地象など自然災害につきましては、未然に防ぐことについては、人の力では到底及ばないこともご理解いただきたいと思います。被災規模をできるだけ小さくする、いわゆる減災に向けては、行政として財政面にも考慮した中で、その対策に努めていかなければならないと考えているところでございます。

台風では、大雨や強風などが予想されますが、過去に災害を受けた道路・河川の復旧や維持・改修、^{きょうりょう}橋梁補修、土のうなどの水防用資材の準備、平時あるいは災害発生時の備えや避難方法などの住民への情報提供、気象情報の入手・伝達、職員による道路や河川などの状況確認など、ハード面、ソフト面での対策に取り組んでいるところでございます。

2点目に「町内の土砂災害危険箇所の現状と対策」についてお尋ねがございました。

ご質問がありましたように、国土交通省の調査要領により、北海道が実施した調査で判明した土石流、急傾斜地の崩壊が発生する恐れのある土砂災害危険箇所は、町内に13カ所ございます。土石流被害をもたらす恐れのある土石流危険溪流が、駒里3カ所、福野1カ所、大谷3カ所、緑丘1カ所、開盛1カ所、清住1カ所のあわせて10カ所あり、がけ崩れにより人的被害を起こす危険のある急傾斜地危険箇所は、高園・穂波・西富に各1カ所、あわせて3カ所とございます。

土砂災害対策につきましては、治山事業の実施、大雨警報発令時などにおける職員によるパトロール活動、避難勧告等発令基準の設定など、その対策に取り組んでいるところでございます。

3点目に「^{いっすい}溢水、氾濫の恐れがある箇所の根本的な対策」について、お尋ねがございました。

議員ご指摘のとおり、大雨が降るたびに同じ箇所が^{いっすい}溢水しそうな状況になっておりますが、対策としては、定期的に土砂上げをし、河川や排水路の断面を確保することと、一昨年から取り組みになりますが、土砂の流入を防ぐための沈砂池を順次設置することしかできないのが現状でございます。

それを超える大雨が降ることを想定しますと、下流域からの全面的な改修工事をする以

外に手立てはないと言えますが、この場合には用地や財政面で大きな課題があるといえます。

そもそも、こうした状況になった背景を考えますと、異常気象ともいえる近年の雨の降り方もさることながら、上流域の畑の土地基盤整備が進み、降った雨が瞬く間に河川に流入することが少なからず影響しているといえます。

また、農地からの土砂流入により、河川や排水路内に土砂が堆積し、断面不足が生じていることも原因の一つと言えることから、一昨年来、実践会長会議を通じ、畑からの土砂流出を防ぐための畦畔^{けいはん}や集水柵の設置など、農家独自の対策について協力を求めているところでございます。

引き続き、農業者に協力を求めるとともに、適期に土砂上げを行うほか、降雨時には巡回パトロールを徹底し、土のう積みや避難誘導など、適切な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

4点目に「備蓄品の整備」に関するお尋ねがございました。

災害時の緊急物資等、災害用備蓄品に関しましては、平成23年3月の東日本大震災以降、大災害時の避難用備蓄品の一層の整備が急務となり、本町では、この年の5月に「訓子府町緊急物資等の備蓄ガイドライン」を定め、年次的に整備している状況でございます。

ガイドラインの購入予定物資につきましては、毎年度、早期の必要性の有無等を検討し、数量や種類の増加などの見直しを進めてきているところであります。

議員のおっしゃるとおり、夏季と冬季の災害では、物資の種類や対応が違ってまいります。ガイドラインでは、そういったことも加味して策定、修正しているところでございます。

平成25年度までに、年間を通して共通の備蓄品として整備しているのは、アルファ米、クラッカー、飲料水の食料品関係をはじめ、発電機、ランタン、投光器などでございます。

主に、冬季に使用する備蓄品につきましては、毛布、保温シート、ストーブ、防寒着などを整備しております。

本年度におきましても、ストーブや防寒着、蓄電池や投光器などの整備を進めているところであります。

こうした備蓄品の整備には、十分ということではなく、まだまだ整備を進めていかなければならないと考えているところであり、財源の確保も含め取り組んでまいります。

また、町としては、避難所用の備蓄品として整備をしておりますが、「備えあれば憂いなし」には、町民の皆さん一人ひとりの意識の高まりも重要かと存じます。避難所に行かない災害もあります。各家庭においては、9月号広報に折り込みの「防災の日」チラシにも防災グッズなどの例を紹介しておりますが、必要と思われる備蓄品などを揃えておくことも、防災・減災の基本「自助・共助」の一つであり、町としても周知等、意識の高まりを図っているところでございます。

以上、お尋ねのありました4点につきまして、お答えをさせていただきましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 先ほどの行政報告の中で、24日の雨の被害について触れられて

おりましたが、11日は被害がなかったのでしょうか。24日の被害状況ももう一度お願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 11日は、砂利が道路の中に流入したりとかということはあったようですが、主だった被害等の報告はないというふうにとらえていただいているのではないかなと思います。

24日の道路・河川の被害状況でございますけれども、町内で大体、全域を含めて15カ所、正式には14カ所と書いていいのではないかなと思います。道路関係と河川ですけれども、特に、太田川、これは弥生の風早さんところの、あれは西側のU字溝でしょうか、あそこが越水して橋を乗り越えて水が下流のほうに流れてビート畑が冠水したという状況が、大きいとこでいいますとそれが1点、もう1点は、山林川の9線と10線の間付近ということですが、特に、畑からの排水土管が、河川内に押し流されているという報告もございましたし、またさらに中ノ沢川の西23号線の下流部ですが、畑の表面水によって法面が崩落し、水路の閉塞によって畑が冠水してる。場所的に言うと弥生の風早さんの順ちゃんと言ったほうがいいのか、順一さんというのかな、あのところの南側に流れる中ノ沢川が、風早さんのほう側から流れてきた川の流れて、1つは畑に水が出たと、それから、耕しておりますもうちょっと南側になります武藤さんの玉ねぎ畑から、ちょっと斜面が急斜面ですが、水が押し流されて法面が崩落して、中ノ沢川をせき止めるという状況が起きて、それが洗掘、あるいは、玉ねぎ畑が^{いっすい}溢水している。ここがやっぱり最も大きいところではないか。あとは北栄の南さんのほうの紅葉川のほうでしょうか、上流のほうでも幾分ありましたけれども、いずれにしても大きいところは、太田川と中ノ沢川の2カ所ということでございます。今のは河川と道路でございますけれども、そのほかに、農業関係でいうとこれらの被害も含めて、28戸、800アールほどの作物の流亡と、表土の流亡と冠水等があったということで、概略で申し分けございませんけれども、状況としては、そのような報告を受けているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 11日と24日のこれは境野のアメダスの資料なんですけど、11日は1日で降水量は88.5mm、24日は51.5mm、11日のほうが雨量は多かったんですが、1時間当たりの最大が11日も24日も同じ20mmと20.5mmで1時間雨量は変わらないんですけど、やはり一番問題だったのは10分間雨量、24日の中では、1時間雨量の中で10分間に、短時間に降ったということですね。これ1時間に換算したら約100mmの雨量になります。それで今ここで、訓子府の河川は災害、雨に弱いんだとつくづく感じております。先ほど町長がおっしゃったように、その原因として、高台のほうで基盤整備が進み、その水が一気に下台に流れてくる。またいつも被害の出るようなところは、小さな河川が何本も入り込んでいるということが共通しているのかなと思います。

それで今この状況から、具体的に対策ですか、雨に弱い、しかも短時間の雨に弱いということで、今どのような対策を考えられますか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 単純に1時間当たり20mmが降ったと。それをもう少し降った

ら100mmになるんじゃないかということですけども、確かに、今日のニュースを見ても大樹町あたりで1時間当たり100mm降っている。それから、十勝管内で50mmの予想、それからオホーツク管内でも30mmということですから、これは、ある意味では、全国的に北海道のみならず、全国的に集中豪雨、気象異常がやっぱり出てきているのではないかと。従来何ともなかったところもこの局地的な集中豪雨についての作業というのは、ある意味では、大変遅れていたり、予想だにできなかったという部分が相当あるということで、これはうちで申しますと8月19日の、私も最初のご挨拶で申し上げましたけど、72人の亡くなられた方や2人の行方不明者が出た広島のアサ南区、北区の状況をずっと調べておりました。例えば、それで見ますと20日の午前2時に25mmだったのが3時には80mmになる。1時間で、さらに、4時には1時間で100mmが降るといいますから、これは集中的にその地域に豪雨をもたらしたということでございます。実は、1999年の6月にも広島で同じように集中豪雨が起きて、行方不明者が32名出ているということの反省に基づいて、2000年の土砂災害防止法が制定されて、私どもが先ほど紹介しましたとおり町内でいいますと13カ所の土砂の災害危険箇所を国は指定したところでございます。全国で52万5千カ所、道内で1万2千カ所、オホーツク管内で1,100カ所、本町でいくと13カ所、こういう実態でございます。

しかもこの集中豪雨を受けて、国土交通省は今週中にと申したほうがいいんでしょうか、今週中に今回の災害を受けて「土砂災害の危険箇所を住民に周知するように」ということで、北海道の14支庁、局といったほうがいいんでしょうか、私どもでいいますとオホーツク総合振興局が、全市町村長に手分けして今週中に今回の災害を含めて、さらに一層、周知するというのを伝えるに、あるいは確認と情報交換も含めて行うということで、私どもの町でいいますと昨日、網走建設管理部の事業室長とそれから地域調整課長が私のところに来まして、ぜひお願いしたいと。これは何かといいますと、13カ所のうちの危険箇所にかかわる住民の方に危険だということをやまず一つは理解していただくということを全国的にこれは集中して行うということでございますので、対象の戸数等については、ちょっと今積算しておりませんが、その13カ所の沿線の地域の方に「この地域は非常に危険性が高いんだ」ということをまず周知していただくと。その後、もし実際に100mm以上の雨が降って避難が必要だということになった時には、我々職員が警戒警報を出す。あるいは出向いて行って避難していただくということが、今回の広報の中に折り込みしました避難場所に避難していただくということなんですけども、昨日も事業室長と話したんですが、広島の経験でいっていると全町に、あの地域、広島というのはスピーカーあるんですね。ところがそのスピーカーが聞こえない。それからもつと申すと私どもの車が巡回していつも回っていたり、スピーカーで大雨の注意がありますとか、あるいは訪問する場合もあるわけですけども、ほとんどそのスピーカーが聞こえないというのが、やっぱり100mmの雨だとそういう状況があると。これは今後どうするかということも含めて、昨日も職員と話をしているところですけども、少なからず携帯の電話は全部、その危険住宅等々の把握が必要なのではないか、全職員によって避難命令やそういったものを徹底していくことをさらに実施していかなければならないんじゃないかという話をしていまして、これらについては、今後精査しながら前へ進めていきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 今の13カ所のうち、高園・穂波・西富に人的被害を及ぼす住宅地が近いところにあるというのが、それぞれ1カ所ということで、今までは、町が把握はしていたんですが、付近の地先の人とはこういうような区域ですとか、そういう話はなされていたんですか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） さっき言いました13カ所のうちの該当する家、家庭が大体16戸というふうに私どもでは把握しているところでございます。16戸の方々。それから、それらの方々に周知をしているかどうかと、これは申しわけないんですけども、していなかったというのが実態でございますので、それは、ある意味では、これ怠慢ということも含めて、私どもでいいますとうちの町というのは本当に災害の少ない、置戸、北見から見ても災害が少ない町だったので、いまだかつて100mmを超えて、そういう住宅が流出するということは、ほとんどなかったということがありますから、こういう点では、今後、全国的にあわせてそういった周知徹底も含めて、住民の方々、それから地域の代表の方々に、戸別訪問して緊急の場合の措置等々も含めてご理解いただくようなことに努めていかなければならないんでないかと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 指定されているその地域が危険箇所ということを地域に、現場の方たちが知らないというのは大きな問題だと思いますので、その辺、早急に知らせて連絡調整をしていただきたいと思います。

今、災害時の伝達方法でありましたが、やはり現場に行って避難を促したりとか、また、今、電話帳に載っていないところもありますし、いろんなことで個人の情報が伝わりにくいところがあるかと思いますが、今、災害マニュアルで町から防災情報をどのように地域に伝えるか、まず避難準備、避難勧告、それから避難指示とありますが、情報の伝達についても、今一度、先ほどスピーカーの話もありましたが、雨のすごいところは、スピーカーはいくら回っても通じないでしょうし、また、高齢者になったら、メールだとかいろんなこともやっていない方もおりますし、そういうことで情報をきちんと伝えられるということが必要でないかなと思います。防災無線などは、今、火災時のときサイレン鳴りますけど、以前でしたら「どこどこが火事です」ということありましたが、それを使って「今こういう状況です避難の準備をお願いします」とか、そういうこともできるのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、緊急時の情報の伝達の関係でお尋ねございましたけども、まず、9月号のお知らせでもいろいろお知らせしていますが、やはりこうした大雨とか、そういったものが迫っている時には、まず、住民の方々にテレビやラジオなどに注意していただくということが、まず大切ではないかと思います。

それから、今年の6月から始めております防災サポートメール等も配信してまいりたいというふうに考えております。

それから、消防の放送というんですか、サイレン等も6月号広報のほうに、いろいろサイレンの長さといいますか、吹鳴のパターンをお知らせしております。また放送も不可能ではないんですけども、先ほど、町長申し上げましたとおりなかなか放送というのが

今、密閉性の高い住宅に住んでいますんで、なかなか行き渡りにくいというようなことで、それも効果的なのかどうかというのがちょっと問題なのかなどというふうに考えています。

それから、土砂災害の関係で、戸別にこれから周辺の住宅のところを回ろうかなというふうに考えておりますが、その際には、その避難勧告なり何なりが、伝えるにあたりまして、その時の連絡先等も確認して回ろうかなというふうなことで考えております。

そんなことで、伝達のほうは努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） やはり住んでいる住民一人ひとりが、自分の地域はどういう雨に弱いのか、雪に弱いのか、いろんな弱いところがあるというのを把握して、それに対して自分で備えをしなきゃならないというのが一番大切なことだと思います。

私もあの地域に60年以上住んでいますと、状況が随分変わって、以前は、春の雪解けによる床上浸水何かも一部であったんですけど、今、災害の形態というか、雨の降り方も雪の降り方も気象が変わっていて、今までとまるで違った災害になりつつあるのかなと思ひます。やはり、いつも危険な場所の方は、この前の雨のときもそうですが、地域の方が心配そうに出てきて川の様子を見てらっしゃいます。中には酒谷川のあそこで見守りに来ております。その中でいつも言っているのは、毎回このように心配で、「自分の地先を寄付するので、もうちょっと何とかしてもらえないか」という声もあります。あの地域でいうと、土砂上げとか、川幅を少し広げるとか、いろんな方法もあるかと思ひますが、地域からそういう声も上がっておりますので、また、そのことについて、そういう不安の声が上がっておりますので、それに何とか応えていただきたいなと思ひます。町長いかがですか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） 大雨の降る際に必ずと言っていいぐらい、同じ箇所が溢水しそうなことになるという状況が見えておりまして、これにつきましては、町長の答弁の中にもありましたけども、基本的には土砂上げをするとか、そういったことで断面確保するのが現状、もうこれ以上のものはないという状況でございます。

今、地域の方から「土地をわずかでも寄付してでも」というお話がございました。私も何かいい方法はないかということで、技術担当している職員とも課の中でいろいろ意見交換するんですけども、なかなか水の勢いを低減させる対策というのは非常に難しいというか、流水を制御すること自体が至難の技だというのが現状でございます。根本的には、河川改修を全面的にやっていくということぐらいしか今思ひ浮かぶことがないんですけども、今できることと云えば、先ほど言った土砂上げですとか、あるいは土砂の流入を防ぐ対策をまず私どもとしては、重点的にやっていきたい。あとはもう人的被害だけは絶対起こすわけにはいきませんので、地域の方も心配でいろいろ現場行ってみて、電話で情報等もいただいているところですけども、私どもとしても職員を張りつけながら、急に増水するわけでもないですから、あらかじめ増水しそうな状況というのは把握できます

ので、経過観察しながら適期に場合によっては、土のう積み、あるいは避難誘導させていただくということで進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 今、広島もありましたし、昨年も各地でいろんな土砂災害がありました。今、本当に何が起こるかわからないという不安を住民の皆さん抱えておりますので、その不安を事前に少しでも解消できるような手立てをこれからも考えていただきたいと思います。

先ほどの伝達方法の中で、Jアラート、サポートメールの話が出ましたが、これは全国一斉送信で、例えば町独自の情報というのは、送れるのですか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 一定の準備が必要ですが可能でございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 今サポートメールの登録者は、どのくらいおりますか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 91名となっております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） その方は、ほとんど若い方だと思いますが、高齢の方もいらっしゃいますか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 個人の情報ですので、なかなか具体的なことは言えませんが、若い方だけではないということだけ申し上げたいと思っております。

それから、今月27日に日出地区で防災訓練何かも予定しておりますけれども、その際にも参加者の皆さんにこのメールについてお知らせすると、それから操作の手伝いなどもさせていただいて、登録者を増やしていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 東日本大震災があってから、備品・備蓄品などのことも非常に危機感を持って考えられるようになりました。それで、今まで町の備品・備蓄品としても考えていたのは、震災の後の避難所運営など、水とか、先ほどいろいろなものを用意しているということで伺いました。

ここにきて今、訓子府で何に備えなきゃならないのか。今、訓子府で考えられる危機、それは何なのか。また、夏と冬で違いますけど、それについて、備蓄・備品などの準備は万全なのか、その辺伺います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 最近の傾向としまして、冬季に停電になったりというのがありますので、今年は蓄電池のほうを購入する予定でございます。そういう電気系のまず確保をしなければならぬのかなというふうに考えています。それから、万一、避難というような場合にトイレなども困りますので、簡易式のトイレなど、そういったものも整備しているところでございます。それから先ほど冬季の停電等も最近頻繁に起きているというようなことで、ストーブ、暖房器具ですが、そちらのほうも用意させていただいております。その他、ジェットヒーターですとか毛布ですとか、そういったものを整備を進めていると

いう状況でございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 昨年も伺ったんですが、町内の避難所、設定されておりますが、その中で唯一、訓子府高校だけが道立だったんですが、あそこにかなりな備蓄というか、設備がありますが、そういうところとの連携、また、災害のとき、いろいろな団体などとの連携をどのように進めるか、そういうソフト面の整備はなされていますか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 実は昨年、訓子府高校のほうに訪問させていただいて、トイレですとか、あるいはシャワーユニットですとか、かなりな設備が整備されているというようなことで、ちょっと驚いたところなんですけども、そういったことで、各学校でどういふ防災に対する取り組みをやっているかとか、あるいは商工会ですとか、JAきたみらいですとか、あるいは町内会、そういったところで、あるいは訓子府福祉会ですとか、そういった町内の主だったところを集めて防災等連絡会議というものを今年の4月に設置しまして、6月頃でしたでしょうかね、ちょっと時期のほう定かではありませんけども、1回開催しております。その中でお互いに防災関連情報の提供、それからどういふ備蓄品を有しているかというようなことを情報交換、進めております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 訓子府高校も鉄北地域集会所も雨の時はとても避難場所にはなるところじゃないかなと思います。また、訓子府高校でいいますとあの裏の崖も以前ちょっと崩れたことがありましたが、今回の土砂災害危険箇所の中には含まれておりますか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 急傾斜危険箇所ということで、含まれております。

○8番（河端芳恵君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 災害にもよりますけど、雨の場合、鉄北地区でいいますと鉄北地域集会所も訓高も、これは避難所としての役をなさないと思います。それで、町からもいろんな、防災の日に向けて、いろいろな印刷物もきております。例えば、駅舎、くるネッブ、雨の場合、洪水の場合あそこを新たに避難場所として指定するとか、避難場所の見直し等その辺の整備もしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 現在、いろいろ防災関連、災害対策に関しまして、いろいろちょっとした課題持っていますけれども、その中の一つにそういう災害ごとの避難所のあり方というのをちょっと今、見直さなきゃならないのかなというようなことで、例えば、今の土砂災害のことに関して申し上げますと、先ほど議員のほうからもお話ありましたが、訓子府高校の裏のところ土砂災害危険箇所ということになっておりますので、避難場所としては、全く適さないというようなことで、いざ避難するとなれば公民館なり何なりということなんですけども、今、ご質問にございましたけども、駅舎、くるネッブなども視野に入れて検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 私ぐらいの年齢になると、いろんなことも経験しておりますので、例えば、私の今住んでいる地域でも、大雨でうちも床下の^{むろ}室の中に水が入ったりした

こともありますし、いろんなことがあります。それと冬の停電によりストーブが使えなかったりとか、今、町にお願いするというのはなくて、一人ひとりが防災意識を持って備蓄なり、例えば雨降ったら、夜間だったらやっぱり2階があれば外に行くより2階に避難したほうが良いとそういうふうに、自分のうちの防災ですか、それをしっかり他人事じゃなくて考えていかなきゃいけない時期なのかなと思います。それに伴い「個人では、こういうことをお願いします。」「町はこういう場合しっかり対応をします。」という情報をきちんと伝えて「あなたの地域はこういう危険があります。ですから、こういう準備をしてください。心構えをしてください。それで、できない場合は、町のほうもこういう準備があります。」とか、その辺もきちんとお知らせしていただいたらいいのかなと思いますが。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 議員おっしゃるとおり、できるだけそういう災害に対する危機意識を持って、住民の方には危機意識を持っていただいて、平時から備えを行っていただきたいと思っておりますし、また、行政は行政なりのやれることをやっていかなきゃならないということで、お互いそういう歩み寄りがあって、はじめて安心な地域がつけられるのかなというふうに思っております。

そんなことで9月号の広報でも折り込みさせていただいておりますが、さらに工夫しながら住民の方に情報等も提供してまいりたいと思っております。

また、先ほども申し上げましたけども、今年27日に日出地区で防災訓練をやりませうけども、今年の特徴としましては、住民の方が主体になって防災訓練のほうを実施すると。行政がすべて主導するんじゃなくて地域の方が主体になってもらって、防災訓練のほうを実施したいというふうに考えておりますので、そういった意味で今、準備等進めておりまして、いろいろ会議等も行っておりますが、非常に地域の方たちも積極的に主体性を持って取り組んでいただいております、こういったことも機会となって、そういう防災意識も高まっていくのかなというふうに私どももとらえております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） 自分たちの住む訓子府で安心して住みたい、これは誰もが思うことです。そのために、個人で考えていくこと自助、それと隣近所と助け合う共助、いつも町長何かあると自助・共助・公助とありますが、それを円滑に進めていくために、また、最後ですが、訓子府の今までと災害の状況、予想される災害の状況が昔とは変わってきているというのがあります。その辺今、何に対して一番、町長どういう災害に危機感を持って、それに対処しようとしてされているのか伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 2つ私はあると思っております。1つは、先ほどから出ていますように、大雨、集中豪雨等による河川の氾濫による事故が予想される。もう1点は、直下型地震がもし訓子府で起きた時には、大変な混乱が起きてくるという、この2つが災害で予想される非常に人身の危険を伴う状況ではないのかなというふうに思っております。

例えば、我々50mmとか100mmという言葉をよく耳にするんですけども、一般的に我々というか一般の家庭の方が100mmの雨が降ったらどのぐらいかというのはおそろくわからないんじゃないかと思うんですね。きっと80mm以上になると猛烈なごうごうなんてものではなく、猛烈な雨になって息苦しくなってくる。そして、寝ている人なん

かは当然寝てなんかはいられないですし、水しぶきで車を運転していても、もう前が見えない。そして、マンホールから水が出てくるし、車の運転はもちろん危険だということです。さらにあわせて土砂災害が起きてくるということですから、立っていること、あるいは動くことも非常に厳しいということが、50mm以上の雨が降ると、そういう状況の中で災害が起きてくると。しかもこれが深夜だったらどうするのかということを考えていくと、2階に避難するというのもさることながら、今回の広島の場合もそうですけれども、避難場所に案内することが本当にいいのかどうかという、市長の迷いがやっぱりあったと言いますが、最終的に責任を持って避難勧告出すのは、町長の責任でありますから、その辺の判断が例え空振りに終わっても、避難勧告を出して避難命令を含めて出さなきゃならないときというのは、遅いより早いほうがいいし、空振りに終わってもやっぱり出す状況というのは、やっぱりこれから考えていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っています。

今までの災害の中では、私は昭和51年か昭和52年だったと思いますけれども、常盤の川が越水して1人の高齢者の女性の方を私は背負いながら避難した記憶は1回だけありましたけれども、多くは大体、小河川の越水等々が考えられるのではないかと。去年にあったんですけども、福野でスピーカーで回る。そして実践会会長を通じて連絡する。それで連絡がつかない。もちろんこっちからも電話するけども連絡がつかない。高齢者の一人住まいだったんですけども、職員が行ってガンガンとやって、起きてくださいということをやったら起きてきたと。訓子府川が気をつけないと危ないですからというようなことというのは、本当に少ない箇所だったから、これでいいんですけども、集中的に地域が一体となってそういう状況になったら、とてもとてもそんなことではできないという状況は予想されます。

それから、もっと言うと常呂川が決壊したらどうするという話です。これは下流域のほうで、北見のほうだったら、まだうちには影響ないかもしれませんが、上流域やあるいは訓子府の河川が決壊するというような状況が起きたら、これ総なめになりますから、そうすると避難場所とか避難所というのは、今想定されている大雨やいろんな火災等々の避難場所と言っている各会館や公民館やスポーツセンターでも、ごく限られたところに避難場所というのは、なってくるんじゃないのか。状況によっては、一早く高台に逃げてくださいということだってあり得ることを想定しながら、これからやっぱり防災訓練や、あるいは防災計画というのは、再度練り直していかなきゃならない。今、地域的な集中豪雨等々の状況が頻繁になってきておりますから、そういうことを急がなければならないというふうに考えているところでございます。

その点でいきますと、防災訓練はもちろんです。そして今回、日出で地域的な防災訓練で日出の人たちが中心になって、日出実践会と町内会が中心になって避難していくということで、私も高齢者を抱えるか、手を引っ張るか、役をやってくれということでございますので、各地域でもそういった危機意識、あるいは避難訓練も含めて、現実の状況を把握しながらやっていかなきゃならないのではないかと思います。

さらにまた、町内会・実践会でもいろんな取り組みが今出てきておりますけれども、さらにまた、日赤奉仕団やいろんなところで防災の研修会や炊き出し等々のことをやっているという状況でございますから、それを一つひとつの家庭、それから地域ぐるみ、あるいは

町全体でそういった安心・安全の対策を瞬時に講じられるような状況を早急につくっていかねばならない状況ではないかと思っておりますので、これは行政だけでは到底できませんので、各実践会、町内会等々の力もお借りしながら、これから進めていかなければいけないと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○8番（河端芳恵君） これで、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 8番、河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで、午後2時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、7番、工藤弘喜君の発言を許します。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、私のほうから質問通告書に従いまして一般質問をやっていきたいと思っております。

まず、はじめにですけれども、北海道電力の電気料金再値上げによる自治体への影響とその対応について、町長の考え方を伺います。

北電は、7月31日電気料金の再値上げを経済産業省に申請しました。値上げ幅は、国の認可が必要な家庭向けの平均が17.03%、認可のいない企業向けが22.61%で、10月1日からの実施を目指しているところであります。今回の値上げ幅は、昨年9月の値上げに比べても2倍を超える大幅なものとなり、これは自治体にとってもさらなる財政負担が予想されるところであります。

よって、次の点について、町長の見解を伺います。

1、再値上げによる財政負担はどの程度になるのか。

2、そのことに対する本町としての対応をどのように考えておられるのか。

以上を伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「北海道電力の電気料金再値上げによる自治体への影響とその対応」について、2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目に「再値上げによる財政負担」についてのお尋ねがございました。

北海道電力の電気料金再値上げは、燃料費と購入電力量の増加が財務状況の悪化を招き、平成25年度末の債務超過は回避したものの、平成26年度は下期で資金調達が困難になることが事実となったことによる値上げ申請と伺っていますが、北電による説明会や消費者庁の意見交換会などの出席者の意見では、大幅な値上げによる家庭生活への影響や、産業特に製造業への大きな影響を懸念する声が多いと感じております。

本町も状況は同じであります。安心・安全な住民生活に密接に関係している総合福祉センターうらら、学校教育をはじめとする公共建築施設や防犯灯、街路灯など多くは休止す

ることができない施設であり、電気料金再値上げによる負担は避けてはとおれないと考えているところでもあります。

議員のお尋ねにもありますけれども、どの程度の負担となるかにつきましては、本町では北海道電力とさまざまな電気需給契約を締結しており、特に電気料金の高額な高圧受電施設につきましては、北海道電力からは改正実施日での契約更新の要請はございますが、高圧受電施設のほとんどは翌年の4月1日からの料金改定となります。

昨年9月に実施された改正の平成25年度の実績は平成24年度と比較して5.33%、330万円の増額、平成26年度の決算見込みでは、16.85%、およそ1千万円の増額を見込んでいるところでございます。

また、今回の値上げ申請の影響の推計につきましては、平成26年度10月以降の影響額は、3.01%、220万円の増、平成27年度の影響額は18.48%、1,300万円の増額が予想されているところでございます。

二度にわたる値上げが行われる前の平成24年度と比較して38%、2,400万円と大幅な財政負担の増額を予想しています。

なお、推計につきましては、高圧受電施設は北海道電力が作成した年間影響額試算を、また、低圧受電施設は一般向けの平均17.03%の改正で算定し、再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料調整額、消費税は現状の数値で推計していますので、実際の電気料金とは変動があることをご理解願います。

次に、2点目の「財政負担に対する本町の対応」についてのお尋ねでございます。

1点目でお答えしましたが、電気料金の大幅な高騰や原油価格の高止まりによる各公共施設の燃料費の増加など、施設維持経費が町の財政を圧迫する状況が予想されます。

そのような中、本町では平成14年から行政改革計画を策定し、施設維持経費の徹底した削減を実施してきております。電気使用量におきましても、平成24年度の計画停電の際に各施設の節電計画を策定し、クールビズやウォームビズをはじめ、照明灯の間引きや細かな消灯を行い、さらには、デマンドシステムを導入するなど、継続した取り組みを行っていますが、平成25年度の年間電力使用量は、直近の最大使用年度の平成21年度と比較して、3.2%の削減にとどまり、春先の寒波による電気暖房の使用費増加や、住民利用施設の環境整備など節減対策だけでは負担増の吸収は難しいと感じているところでございます。

そういった意味では、平成24年度にスポーツセンターと温水プールの受変電装置を統合し、基本料金で年間約100万円削減した事例もありますが、近年技術開発が進んでいるLEDなどの高効率照明器具、省エネ型電気設備への更新、さらには、老朽化した施設建て替え時の再生可能エネルギーの活用などのハード面の整備や、施設利用者の負担増などを検討する時期にきていると感じているところでございます。

以上、ご質問のありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、一答目の回答いただいておりますので、これに基づきながら、何点か再質問をしていきたいと思っております。

まずはじめに、今の最初の答弁の中でも、今回の電気料金の再値上げに対する町として

の考え方といいますか、説明というふうなかたちにもとられるわけでありませうけれども、回答としてありましたが、改めて、町長の見解といいますか、考え方をお聞きしたいわけですが、今回、昨年9月に引き続いて、この度の再値上げということに対して、どのような感想というか、思いを持っておられるのか。これまでさまざまなマスコミ等々の報道から見ましても、既に値上げに向けての説明会ということも北電も実施しておりますが、その中では非常に国民の側、いわゆる道民の方々、あるいは経済界も含めて、いろんな思いを抱いているということが報道されておりますが、自治体を預かる町長として、この問題について、どのような見解を持っているのかを最初にお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） この場で改めて原発をどういう考え方に立つかということについての考え方は避けたいと思っておりますけれども、私が北電の関係者に申し上げているのは、2点でございます。

1つは、泊が再稼働するという前提で、いつまでもこれでいいのかと。仮に経済産業省等々が認可をしなかったときに、火力や水力等々あるいは自然エネルギー的な風力等も含めた抜本的な解決策を考える時期がもうそろそろ来ているのではないのかということが1点であります。

もう1点は、電気料金の泊が止まった原子力発電所が止まったことによる負荷を消費電力といいましょうか、電気料金に加算してやるということの限界も1つはあるんじゃないのかと。さらに申し上げますと改めて例えば役員報酬、これはあまり言いませんけれども、役員報酬が平均でいくと2千万円といったら、私の給料より高いわけですよ。常勤の町長よりも高い給料が、これが一般的かと言ったら一般的では全然ない。改めて、経費の削減や役員報酬等々のことも含めて、さらに合理化を進めるなり、ぜい肉をとるといふことも、身を削るといふことも含めてやっていかなきゃならない時期に来ているのではないのかと。その点でいくと17.0%の今回の先般の倍以上の値上げというのは、もう私は限界にきているのではないのか。北電は、道新の報道等を見ていると再々値上げはしないと。泊が動いたという前提でということなんですけれども、これからこのようなかたちでやると。もう1点、私がいつも言っているのは、一部の地方の電力会社に、ここを委ねるようなやり方というのは、もうこれも限界ではないのか。改めて国がエネルギー政策や電力政策をきちんとして、会社のみ負担を強いるような状況も含めて、電力の社会化という点でいうと、きちんとした指針を示す時期に来ているのではないのかなということを考えておりますので、当然、今回の17.03%は、私どもの施設はもちろんですけれども町民生活にもいろいろな影響が出てくるのではないのかと。先般、北海道農業協同組合中央会の飛田さんがコメントを出しておりますけれども、酪農家に対しても1年間で27万円の影響が出てくるのではないのかとこういうことが出ておりますので、農家もそうですけれども、私どもの生活にもいろんなかたちで影響出てまいりますので、こうした対応を急ぐべきだというふうに考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、町長の見解を伺っていたところでありますけれども、まさにそういう点では、私も同じような思いもしているところでありますし、原発の問題、本当

にあまり深入りはしたくないのでありますけれども、原発前提、稼働前提の下でのこの再値上げの問題、これはやはり今の道民の世論、大きな世論からいきますと、やはりこれは認めることにはならない。そういう方向でしかないのかなというふうに思っているところでもあります。やはり今回の問題でいきますと、全力でこの値上げの回避のために何をしたのかということが問われるわけでありまして、そういうことでいきますと今、役員報酬の問題等々ありますけれども、その原油、海外炭の問題だとか、そういった本当にいわゆるそういう部分の見直しが本当にやっているのか、あるいは太陽光発電や風力も含めた再生エネルギーを本当に将来的にどうするのかという議論が何も無いままに、この値上げの問題ということでのみ、道民のほうに訴えられていることについては、やはり問題があるというふうに思います。

あえてもう1点だけ原発の問題で私が思っていることをちょっとお話しさせていただきますが、北電なんかもよく原発ゼロで料金は2倍になるんだということをおっしゃっていますけれども、これはやはり違うというふうに私はとらえています。例えば、地球環境産業技術研究機構という、そういう機構があるんですが、そこでは仮に現在月額1万円の家庭の電気料金というのが、2030年に原発ゼロだとすると2万円だと。原発に依存する電力が20から25%あったと仮定しても1万8千円にしかならない。1万8千円だと。その差は本当にごくわずかだというとらえ方です。試算はされております。

また、もう一つ、国立の環境研究所というところで、これは新聞なんかでも出ていたけれども、これは原発がゼロであっても、あるいは20%から25%の電力が原発に依存するということであって見ても、2030年度の電気料金というのは、1万4千円ぐらいだということで、これはどっちも同じ値段なんだよと。変わらないんだよというふうな報道もされているところでもありますので、やはりこれは原発の問題をこの電気料金の問題として考えることは、我々道民からして、非常に迷惑な話ではないかなというふうに思っているところです。

それで、次の質問に入りますけれども、このように先ほどの答弁の中で、本当に本町のような財政規模の小さな町にしてみても、この電気料金の問題だけでなく、石油、重油を含めたそういう値段の高騰の問題も含めて、この維持をしていくために、非常に大きな多額の費用がかかるということにはなりますけれども、そういう状況の中での対応なんですけど、例えば公民館の使用料だとか、図書館だとか、いろいろな使用料、利用料に町民負担として転嫁するという考え方は、あるのかなのか。そういう考え方を持っておられるのかどうか、あるいはもう一つ、町の事業、いろんな事業がこれからもいろんなことをやってかなきゃならないということはあります。常々議会の中でもそれはありますけれども、そういう事業に影響がないのかどうか、この2点について、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 答弁の中でも若干触れましたけれども、現時点では使用料の電気料金を転嫁するという考え方は、今の時点では私自身は持っていませんので、しかし、これがもっと高額になってきますと考えていかなければならない時期が来るのかなと思いますけれども、今の時点では、そのような考え方は持っていません。

むしろ、私どもが今、検討しているのは、総務課を中心にしながら検討しているの

は、LED等々の街路灯やそういったものを安価な、購入時は高いのでありますけれども、安価なものに切り替えていく等々の検討を事務的には今進めているところでございますので、こうしたことも念頭にしながら、町民の負担を求めない現状を当面は進めていきたいと考えているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 答弁漏れがあるのではないか。

町長。

○町長（菊池一春君） ちょっと今、町の事業というのは。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 町長の政策的なものです。例えば、今度も、いわゆる幼保一体化施設、あるいは、例えば農地の基盤整備の問題等々、あるいはさまざまなそういう町民の生活を守るための、例えばもっと言えばですよ、医療費の無料化をこれからもっと進めたいという考え方がある。でもこういうことがあるために、進めたくてもなかなか財源に難しさがあって、もっと先になるんじゃないかとか、遅れるんじゃないかとか、そういうふうな影響はないのかということなんです。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 簡単に答えさせてもらいます。まだ、そこまでの影響はないというふうに理解しておりますので、粛々と事業を進めるというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ぜひそういう方向でお願いをしたいわけでありましてけれども、その時に、これはなぜこういうことを聞いたかと言いますと、やはり今回の再値上げの問題が出たときに、自治体の長として、やはり先にやるべきことは、既にやられているかもしれませんが、あるのではないかなというふうに思ったところです。それがなかなか町民のほうに見えてこなかったということもあるのかなと思っております。それは何かと言いますと、このような再値上げをすることによって、本町の町民、あるいはその産業も含めて、先ほどが出ましたけれども、大変な影響が出るということがわかっているときに、北電なり、その関係機関にどういう働きかけをしてきたのかと。実情を訴えてきたのかということ。

それともう一つ、これはオホーツク活性化期成会なり、管内の市町村会の中で、この問題が出た時にどのような取り組みというか、話をされてきているのか。そういうことがまず一番先に町民の中に見えてこない、なかなかちょっと不安になるという部分もなきにしもあらずかというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 北海道電力が赤字の負担を電気料金に賦課していくということの状況については、先ほど言ったとおりでありますけれども、その時点で、今、私どもの市町村長で構成しているオホーツク活性化期成会や、あるいは私どもが、町長として、それは断固やめるべきだという発言は、現状では控えていると言ったほうが正解ではないかというふうに思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 例えば、苫小牧の市長が要請書を出しております。思い切って北

海道では初めてだと思んですが、ああいったように中身ということで行きますと、どういふ中身の要請書かということ、あえていうことはないんですが、やはり市民生活に多大な影響がある。それともう一つ、行政コストがこれによって上がってくると。これはやっぱり懸念する材料になると。これからのまちづくりとか、そういったことをやっぱり率直に、断固として撤回しなさいとかということも当然、場面によってはあり得るかもしれないけれども、先ほどの原発の問題も含めてなんですが、これからの電力のあり方等も含めた議論をやっぱりしていくという部分でいけば、大きな役割というのが、やはり市町村長の中にも、自治体の中にもあってしかるべきじゃないかなというふうに思っているところ。やはりその背景には、その町に、その市に住む市民、町民の人たちの生活実態やら産業構造がどうなっているのかということも含めて、率直にお話をさせていただくという、そういう取り組みがないと、すぐ経済産業省にいて、そこでどうなるかはちょっとわかりませんが、やはりそういう部分というのが、この自治体を預かる者として、本当に大事になっていかないか。何も訓子府の町長だけでしてくださいということではなくて、管内一体となってやはり進めていくべき課題でもなかったのかなというふうにも思っているところでもありますので、ぜひそういう点で、既にもう経済産業省のほうにそれはいつてますので、次は経産省との話し合いとか、意見の場も必要になってくるのかなというふうには思いますけれども、その点について、再度答弁をいただきたい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員のおおせのとおりです。しかし、町長として、今、管内的にそれを声を大にして、正式のルートで文書あるいは口頭で公のかたちで電気料金値上げ反対ということについては、現時点では慎んでいるということ。しかし、私の思いの中には、いずれそういったことも含めて管内的な協議の場に付していくということも、もう近いんじゃないのかなというふうに思っておりますので、ここはご理解いただきたい。

それから、もう1点ですけれども、改めて、私どもの中に本当に原発のない社会が実現できていくのかという、例えば、ドイツに見られるような、北欧に見られているような、原発がないという状況が本当に日本の社会の中で、例えばデンマークにしても、いろいろなところ見えますけれども、隣のドイツから持ってきたりとか、いろいろなことをしながら共有し合いながらエネルギー政策をつくっていく。そういう点でいくと私は10月25日に北見に道新の論説委員が来て、原発を止められるという講演をするようでありますから、ここにはちょっと顔を出してみたいというふうに思っています。どういふかたちで、現実のものになるのか。

それから11月8日に本町に福島県飯館村の菅野村長が訓子府に来たいということをおっしゃるので、社会教育で講演をお願いするというので今、全村避難をしている村が、今どんな状況の中で村を維持するために頑張っているのかということも含めてお話をさせていただきたいと思っておりますので、ある意味では、そういう町民の皆様にも我々も含めて学びつつ、これからの今後について、さらに今議員ご指摘のことも踏まえながら、前へ進めていきたいと考えているところございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘樹君。

○7番（工藤弘喜君） この問題については、あと一つだけ確認をしたいことがありますので、よろしくお願ひしたいんですが、今言われた原発の問題で、ここで原発の問題をど

うこうということには、やはりふさわしくないのかなというふうに私もこの問題では思っていますが、一つだけ、これまで政府や電力業界というのは、電力が不足するから原発という話をしていました。理由付けとして、だけれどもここ何年間か、いわゆる原発を稼働しなくても電力が足りてるといふ状況があるんで、さあ困ったと。そしたらそれをどういふふうにして、世論をつくっていけばいいのかという、ちょっとこれ邪推かもしれませんが、私はそう思ったんですが。それはどういうことかという、原発がゼロになったら今度は電気料金にはね返るんだよと。そういう論法にきたのかなというふうに私は思いました。倍になると。だから、そういう面では、やはりしっかりとした今までのやっけてきていることも含めたものといふのは、やはり精査していく必要が、我々の側も精査していく必要があるのかなというふうに思っていることを1点だけ述べさせていただきます。

それと質問なんですが、街路灯のことなんですが、先ほどの答弁の中にも街路灯もといふことで出てきましたけども、今、町内会が所有している部分と町が独自に管理している部分といふのがあるんだと思うんですが、ある町内会の人から、この値上げを機に街路灯のいらぬところといふのか、それとここは必要だといふところ、改めてまた必要だといふところも含めた、そういう何といふんですか、もっと整理といふんですか、この際やっけてはどうかといふお話もちょっと聞いていました。それで、そういう部分についていけば、非常にその町内会の皆さん方とぜひ町も協議をしながら進めていっていただけないのかなというふうに、どちらかといふと負担も大変だといふ何か問題もあるようなのですが、その辺も含めてどうでしょうか。その辺の検討はできるかどうか、ちょっとお答えいただいて、この問題の答弁いただいた後、次に移りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） 町内会連協の事務局を持っているということで、私のほうで簡単に、細かい数字は今、持ち合わせていませんけれども、街灯が多過ぎたりとか、足りないところ新設したいとかといふことは、これ毎年、各町内会に、実践会のところは、私も把握してないんですけども、町内会については、毎年見直しをさせていただいて、それから、危険街灯柱といふますか、腐食等の部分の建て直しとか、移設とかといふものも含めて、今年から3年間でやるんですけども、不要な部分ですとか、日出あたりで新しく住宅街ができたとかいふところには新設していくとかいふことを毎年、町内会長さんを通じて見直しをさせていただいております。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ぜひそういった方向で、さらにもう少し今の方向をぜひ堅持していただいて、常に協議をしながら、要望も聞きながら、お願いをしたいといふふうに思っています。多分、料金の負担の問題等もちょっと正直私もわからないんですよ。街路灯の問題については、ただやはりこれを機にちょっと整理する必要があるんでないかといふお話もありましたので、今言った必要のところ、不必要なところも含めて、これをちょっと町内会の方々と協議をしていただきたいといふふうに思っております。

○議長（橋本憲治君） 町民課長。

○町民課長（八鍬光邦君） なりたてなものですから、前のことがわかってないものから、今まで町の連協等に対する電気料の部分の負担といふのが70%の補助をしてきた。その部分を電気料の引き上げに伴いまして74%の補助に今年から引き上げているといふ

ことでございますので、値上げの部分も考慮しながら町も考えているということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、次の質問に移っていきたいと思います。

次は「第6期介護保険事業計画」についてです。

本町も来年度（平成27年度）から3年間の事業計画となる「第6期介護保険事業計画」策定に取り組んでいることと思います。

さて、国は6月に、これまでの介護保険制度の根幹にもかかわるような問題点を持った「医療・介護総合法」を可決いたしました。

このことは、本町の次期介護保険事業計画にも大きく影響するものと考えております。

よって、次の点について、町長の見解を伺います。

1、新しく成立した医療・介護総合法についての見解であります。

2つ目に、総合法では要支援者の人が利用する通所介護、訪問介護の見直しで、介護給付からはずされ、市町村が独自に実施する事業に移行となりますが、この対応についてお伺いをいたします。

3つ目です。特養ホームの入居制限についての本町の影響とその対応について、どのように考えているのかお伺いいたします。

4つ目、次期介護保険事業計画期間中の介護保険料はどの程度になるのか、お伺いをいたします。

最後ですが、これからの高齢者の介護を考えた時、これまで以上に地域での多様な支え合い、あるいは住民参加型の生活支援サービスの検討ということも求められてくることとは思いますが、この点についての見解をお伺いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「第6期介護保険事業計画」について、5点のお尋ねをいただきましたのでお答えをします。

まず、1点目の「新しく成立した医療・介護総合法の見解」については、団塊世代が後期高齢者の仲間入りをする2025年問題や、将来の人口減社会を見据え、医療・介護のあり方を見直すことを目的に、昨年12月5日に成立しました社会保障と税の一体改革の道筋を示したプログラム法に基づき、医療法や介護保険法など19本の改正案をまとめた一括法であります「医療・介護総合法」が今年6月18日に成立しているところでございます。

この法律によりまして、介護保険法の改正が行われますが、その改正の概要につきましては、昨年の社会保障と税の一体改革の中で設置された社会保障制度改革国民会議からの最終報告書の内容を踏まえたものになっております。

その内容につきましては、1つ目に介護度が軽い「要支援1」と「要支援2」の方を対象とした訪問介護と通所介護を介護保険のサービスから市町村事業に移行すること。2つ目に特別養護老人ホームの利用者を原則「要介護3」以上に限定すること。3つ目に、介護保険サービスの利用料の自己負担割合を原則1割から、一定以上の所得のある方の自己負担割合を2割に引き上げること。4つ目に、低所得者の保険料負担を軽くすることなど、少子高齢化の進展に伴い、急速に増大する介護費用の抑制と、制度の持続可能性の確

保を目的とした内容となっております。

国はこの法律の詳細でありますガイドライン案を今年7月28日に公表し、現在、全国の自治体に意見等を求めており、今年の秋ごろまでに最終的な内容を固めることとしております。

今回の制度見直しに対する見解につきましては、介護保険は、介護の必要度の低い段階から社会全体で高齢者を支え、進行を防ぎ、自立を促すことを狙いとしており、さらには、高齢者を抱える家族の負担を和らげる効果もあるところです。しかしながら、介護度合いの軽い方が介護サービスを受けられなければ進行が早まり、かえって医療費や介護費用が増えることも考えられます。今回の見直しにつきましては、制度を大きく転換させる内容となっておりますが、利用者へのサービスの低下につながらないように、十分な対策を検討する必要があると考えているところであります。

次に、2点目の「要支援者が利用する通所介護、訪問介護の見直しにより市町村事業に移行となるが、この対応」についてのお尋ねでございますが、1点目の法改正の内容の中でもご説明しておりますが、介護度合いが軽い「要支援1」と「要支援2」の方を対象者とした訪問介護と通所介護が、介護保険のサービスから市町村事業に移行することになり、これらのサービスは、市町村ごとに内容や利用料を決め、介護保険の事業者だけでなく、ボランティアやNPO法人にも委託できるようにしております。このことにつきましては、国は全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効率的かつ効果的に実施することを目的としており、第6期計画最終年度の平成29年度までに移行することとしております。

本町の対応としましては、現在ガイドライン案の内容について詳細に検討している段階であります。北海道をはじめ近隣市町とも連携しながら、また、行政だけではなく、社会福祉協議会や訓子府福祉会、介護予防サービス提供事業者等とも協議を行い、利用者へのサービス低下や費用負担が増加しないよう、また、将来を見据えた対応と併せて検討しているところでございますので、ご理解を願います。

次に、3点目の「特別養護老人ホームの入居制限について、本町の影響とその対応」についてのお尋ねでございますが、今回の法改正により、平成27年4月以降、特別養護老人ホームについては、在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化を図ることとなるため、新たに入所する方については、「要介護3」以上に限定されることとなりますが、認知症等で常時見守りが必要であるなど、やむを得ない事情で特別養護老人ホーム以外での生活が、著しく困難と認められる場合については、市町村の関与の下、各施設の入所判定委員会を経て入所を認めることになっておりますので、入所するにあたっては、影響が少ないものと考えております。

次に、4点目の「次期介護保険事業計画期間中の介護保険料はどの程度になるか」とのお尋ねでございますが、第5期の介護保険料基準額は月額3,700円となっており、これは全道平均の4,631円および管内平均の3,963円を下回っている状況となっております。介護保険料は、給付にかかる費用の総額に対する65歳以上の第1号被保険者の負担割合から算定されますので、給付費の増加は介護保険料の増額につながるようになります。

第6期計画の介護保険料の基準月額につきましては、現在試算を行っている段階であり

ますので、現時点では、はっきりとお答えすることはできませんけれども、高齢者の増加に伴う要介護認定者の増加や、介護報酬の改定等が見込まれること、また、今年の12月から入所を開始します特別養護老人ホーム「静寿園」の増床によります給付費の増加が見込まれますので、介護保険料の基準月額が4千円を超えるものと考えております。

次に、5点目の「これからの高齢者の介護について、これまで以上に『地域での多様な支え合い』や『住民参加型の生活支援サービス』の検討も求められてくると思われるが、この点についての見解は」とのお尋ねでございますが、地域は、隣人たちとの社会的な関係の中で、それぞれの住民が自分らしい生き方を実現していく場であり、歳をとっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしい生き方を全うできることが、その人の尊厳を支えることとなります。その意味では、住民自らが参加して地域の生活課題に取り組むことは、取り組む側だけではなく、支援される側にとっても地域で自己を実現し、尊厳ある生活が可能となるものであると考えています。

こうした中で、身近な生活課題に対して、住民の支え合いによって対処する地域福祉のあり方を検討することが押し迫った課題となっており、これからの地域福祉の意義や役割、そうした地域福祉を推進するために求められる条件は何か、本町の実情を考慮しながら、今後の地域包括ケアシステムの構築とあわせて考え方を整理し、効果のある体制整備を進めることが大変重要なことと考えております。

以上、お尋ねのありました5点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今、答弁をいただいたんですが、これにつきましても、本当に何点か絞って質問していきたいと思っております。まず、本町の総合事業というか本町独自に要支援の人たちに対する、いわゆるホームヘルパーの問題、ヘルパー派遣事業の問題とデイサービス、これに対する量・質ともに保たれていくのかということが、やはり非常に大事になると思いますが、こういう本町の総合事業については、これからさらに関係機関ともつめて決めていきたいというお話ですので、おそらくこのガイドラインとの問題もありますけれども、ぜひ、少なくとも現行の水準が引き下がることのないような、そういうふうな事業費の確保も含めて、お願いをしたいというふうに思います。

それで、もう1つの次の質問のほうなんですけど、今回の国のそういう制度改正が行われた中で、要支援の方々の介護保険外しのようなかたちが実際だと思うんです。具体的に言えば、それが実態だと思うんですが、そういう中で介護認定というものに、本町の介護認定というものが変わっていくのかなど。こういう問題とからめて、そのちょっと心配というのがあるんですが、この点について、ちょっとお伺いしたいと思います。こういう制度改正を踏まえて、要介護の認定はどのようになるのでしょうか。例えば、何ていうんですか、厚労省何かの話を聞きますと、市町村段階で要支援にかかわる問題、軽度者の問題についてはチェックリストで、いわゆる窓口相談に来た人たちに、何項目かのリストがあって、それに該当するとかしないとかで、いわゆるありよう、対応を決めていくというふうなお話も聞いているところなんですけど、果たしてそれでは本当にいいのかどうかという、非常に問題があるとは思いますが、この介護認定は、どのように変わっていかしているのか、ちょっとわかっている範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、介護認定の方法が変わっていくんでないかというので、どうなるんだろうかということの質問でございますけども、ガイドラインの部分の案が出てきていますので、まだ正式には何も決まっていませんけども、今示されている部分につきましては、本来なら要介護認定というかたちで、まず、最初の認定については、市町村の職員が必ず最初に行って、それでチェックして審査会にかけて、要支援1・2、介護度1から5と決めるんですけども、今回のガイドラインの中で示されている案としましては、今、要支援サービスを受けている訪問介護と通所介護の部分のサービスを受けるということになれば、要介護認定までは受けなくてもいいですよということで、チェックリストだけ受けて、そのサービスにつなげるというような方法になっております。ただし、介護予防サービスでも、例えば介護用品を借りたり、住宅改修という部分については、現状どおり介護サービス、要支援認定を受けなければ使えませんので、そういう場合につきましては、認定を受けるということでございますので、基本的には、必要であれば受けていくと、今までの地域支援事業に移行するということがわかっているならば、窓口の申請、チェックリストだけで済むというようなことで案は示されております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 確かにそのところが非常に自治体の考え方というか、その姿勢にも非常によるものだと思うんですけども総合事業というのは、自治体が今回のそれに向かい合う姿勢がどうなのかということが、非常に大切なものになってくると思いますので、そういう意味からしますと、そこそこの、訓子府はそういうことが絶対ないと思うんですけど、お手軽なところで、いわゆる国そのものが介護にかかる費用を抑えたいということで、おそらく総事業費も抑制するという方向に行くと思うんですが、そういう中で、町としての持ち出しをということになるとどうしても、そこそこ認定を受けさせないような、ちょっと言葉悪いんですが、そういう方向で、本当は専門家、いわゆる要支援であって、最初の答弁にありましたように本当にその専門家の、いわゆるヘルパーさんなり、専門的な知識を持った人たちの対応があって、はじめて中重度化しないと、そういう問題というのはありますんで、そういうことが、単なる窓口で相談に来て何項目かのチェックで、その人の介護にかかわる部分を決めるということは、いかがなものかというふうな気もしていますので、そういう部分ではやはり慎重にというか、ぜひ窓口に来た人たちの状況も含めて、やっぱり介護保険の中に同じような水準でできるような、そういう取り組みというのは必要になるんでないかなというふうに思っていたところです。だからあくまでもこれは、その町の姿勢の問題ということが、非常に大きく今回のこの制度の改正の中では出てくるのかなというふうに思っていますので、その辺もぜひ考えた中で、今回のこの問題を取り扱っていかなきゃいけないんでないかなというふうに思いますが、その点どうでしょうか。ちょっとわかりづらい。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 軽度の介護を市町村に移管していくんだと。今、課長が言いましたように、要支援向けのサービスでも、より専門性が高いと言われている訪問看護や、訪問通所リハビリテーション、福祉用具の貸与などについては、現状の介護保険サービスと

同じように受けられるということははっきりしている。ところがそうではないという、通所、あるいは訪問等々のことについて、市町村に移管されたときに、今の介護保険のサービスの要支援1・2の部分と同様に、後退させないということをどのようなかたちでやるかというのは、これは平成の29年までにはっきりさせるということでもありますけども、一つは、北海道、保健所の役割、同時に、市町村間の北見市やあるいは置戸、訓子府の北見保健所管内の市町村の連携ということも含めた中で、後退させないという議論をしていかなきゃならないだろうと、うちの町だけが進んでいるとか、遅れているということではなくて、広域的なそういう取り組みも含めて、後退させないというような体制をいかにつくっていくかということではないかというふうに私自身は感じておりますので、これからは審査会やいろんな中で議論をしながら、後退させないという状況をつくっていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ぜひ、今言われたその広域的な部分も含めて、やはり大事になってくるなというふうに思いますんで、ぜひそういうことでお願いをしたいんですが、どうもなかなか市町村の立場というのが、本当に大変になってくるのかなというの、やっぱり率直なところだと思います。はっきり言いますとこの要支援の問題、いわゆる介護保険から外されるということになりますと、やはり何らかのかたちで、そういう人たちの希望を聞きながら、やらなければいけないんですけれども、果たして本当にその人たちの自分たちが自立してというか、本当に頑張ってる今の状況を保てるのかどうかということが、例えばボランティアだとか、NPOだとかそういうところ、民間の方たちに委ねるということは、すべて悪いということではないんですが、そこにはやっぱり予算の問題も伴いますし、さまざまな制約というのが自治体であればあるほど実際になってみても出てくるんじゃないかなというふうな心配もありますので、やはりそこら辺の対応というのをぜひ今後の29年までですか、その中でやはりしっかりと立てていく必要があるんでないかなというふうに思っています。どうもガイドラインというのを詳しく私も見ていませんけれども、やはり、国全体としては、もうやっぱりそこに金をかけたくないからこういうかたちをとると。特に団塊の世代の方たちがドッとくる時期になります。そのときに向けてどうなんだという議論が根底にあるような気がいたしまして、やはりそこら辺も含めて、しっかりと今あるサービスを後退させないという方向で取り組まないともういいんじゃないかなというふうに思いますんで、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

それとその特養の入所基準の問題なのですが、介護度3以上ということになっていますが、本町としては、大きな影響はないということになってはいますが、現実に今、現時点で介護1・2の方の入所については、どうなっておられるんでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡辺克人君） ただいま、入所状況について、お話があったわけですが、現在、入所されている方でございますけども、静寿園ですね、26年6月時点でございますけども、全体で52名ということでございます。そのうち、要介護1の方が4人、要介護2の方が6人というふうになっております。要介護3につきましては10人、要介護4については12人、要介護5については20人となっております。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今の現時点で介護1・2の方が4人と6人ということですが、これも今入っている方については、強制的に出なさいということにはなっていないかなというふうには思いますが、新たなところでいけば、介護1・2の方たちは、もう待機者にはなれないという問題ですよ。特養の待機者にはなれないというふうにとらえてよろしいのでしょうか。そして問題は、その時に例えば、介護1・2の方が時と場合によっては介護3になる場合もあるし、生身の人間ですからね、いろんな状況が考えられると思うんだけど、そういう時の対応というのはどのような、非常にそこら辺というのは大事になってくるかと思うんですが、それがどうなんですかね。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 8月21日に私は1人で厚生労働省に行ってきました。そして、老健局長ですから、この介護保険法の改正の中心的な役割を担う幹部ですけども、このガイドラインについて、私どもの職員が、意見をまとめてもらって、とりあえず気のつく点で、大項目で4つほど疑問があるということをおつづけて、その見解をお聞きしたいという話を1時間ほど懇談をして、厚生労働省で夜、話し合いをしてみました。そのときに、介護度1・2の方が、実際には病院で入所した時には介護度5であったものが、施設に入ったことによって、介護1になったり、2になったりという流動性もあるんだよと。それから、はなから門前払いをするということがいかなものかという話もしました。こういう私の口からは言えませんがともいう前置きで、町長さんの読み方の問題だという話をされました。読み方の問題ということは、私が勝手にやってもいいという話だになって話してきましたから、おそらく、かなり今、特養に入らなければ生活できないという前提で、5項目ほどの入所、介護3、1・2・3の人でも入れるような状況というのはあるんですけども、それ以外に読み取り方というのは、それぞれの施設や自治体にお任せするというのを言わざるを得ないというのは、私はそういうふうを受けとめて帰ってきましたので、私の考え方次第ですねって言って帰ってきたんですけども、このところは、現実的に介護1・2の問題が、かなり柔軟性をもって対応できるという状況は私はあるんじゃないかと思っております。答えにならないかもしれませんが、4項目の中の大事な部分として、今議員が言われたことを含めて、確認をさせていただいたところでございます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） いわゆる特例入所の基準という問題だと思うんですよ。これは厚労省が、こういう場合は介護1・2であっても、特例として、徘徊をすとか、認知症があるとか、あるいは周囲で家族の方も含めて、そういう特例の場合は介護1・2でもよろしいですということはおっしゃっているんですが、ただこれももう少し厚労省のほうでは具体的に、もう少し検討させてくれというのも、また実態としてあるようなのです。だからその辺も含めて、今町長が言われたようなことであれば、その町の判断で、町長の判断でということも当然あってしかるべきだと思うんですが、やはり特例入所の基準というものも、その意見の中で、やっぱり地域の実情も含めた中で大いに発言して行ってほしいなと、ガイドラインに向けて、ぜひお願いをしたいなというところでもあります。

それともう一つがやっぱりこういうことでいきますと、どうしても介護1・2の人た

ち、やっぱり新規の方たちは入れないという、いわゆる待機者にもなれないんだというね、これは現実としてあるというのが全国的に問題になっているんですよ。そのときに、次に出てくるのはやっぱり在宅でどうするかという問題だと思います。この在宅で、この介護1・2の方たちをどういうふうに町として行政として、支えていくのかということも当然大きな課題として出てきますんで、そういった問題も含めて、特養に対する、介護度3以上の人でないと入所できないという問題は、そういう多岐にわたる、複雑なものも持っているというとらえ方をぜひしていただいた中で、検討もしていただきたいなというふうに思っているところです。

あと最後になりますが、自分の思いを伝えるようなことで質問ということではありませんけれども、決してこの介護の介護保険の問題というのは、高齢者の方や障がいを持っていらっしゃる方だけの問題ではなくて、やっぱり若い人たちにもやっぱり直接にかかってくる問題というふうにぜひとらえていただきながら、この介護保険の特にこの第6期の訓子府としての事業計画も含めて、検討をしていただきたいということを切に願ひまして、この点で町長、最後に考えがありましたら、お答えをいただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、お話をさせてもらいましたように、オホーツクの活性化期成会ももちろんですけども、訓子府町長としても、やっぱり訴えていかなければいけないことはきちんと国にも北海道にも訴えていく。そして力を貸してもらおう。あるいは逆にいったら、改正、改善をしていただくということは、やっぱり日常的にやっぱりこれからも続けていかなきゃならないというのが1つであります。

2つ目は、今、私どもの町は第6期の介護保険にかかわる調査を行って、そして、それに伴う、町の方針を決めていくという、まさに佳境の状況でございますので、今言ったことも含めた、施設介護のみならず、在宅介護のきめ細かな方法というものをさらにさらに細かくつめていかなきゃならないのではないかとこのように思っております。

12月1日から特別養護老人ホームの個室10床が増床されます。同時に、ショートステイ2床が増床されるし、デイサービスのスペースも幾分面積が広がってまいります。

しかし、このことだけで我々の団塊世代が高齢期を迎える25年後とか、あるいは20年後の状況に到底かなえるものではないと思いますけれども、これも含めて、そして、これから在宅の状況等も含めて、よりきめ細かな福祉計画というものが必要になってくるのではないかなと思っておりますので、この辺もまた、皆様のご意見をいただきながら、前へ進めていきたい。

私は、この春の連休でも、前にも議会で言いましたように、「おじゃまします」ということで、緑丘地区と清住地区の高齢者世帯や、高齢者2人世帯を訪問したり、ついこの間も市街地区の高齢者のところも訪問してきました。実際にはまだまだ、介護している老老介護の中で介護している側がまいってくるという状況の中で、やっぱりもっともっとケアマネや、あるいは保健師や、ヘルパーたちとつないでいかなきゃならないことが日常的にたくさんあるんじゃないかということを実際に痛感して、職員につないでいっているわけですけども、今後一層そういったこともきめ細かく、安心してこの町で住み続けられる状況を地域の人とともにつくっていかなくちゃならない時期じゃないかと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

- 議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。
○7番（工藤弘喜君） これで、私の一般質問を終わりたいと思います。
○議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君の質問が終わりました。
ここで、午後3時20分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時 8分
再開 午後 3時20分

- 議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。
引き続き、一般質問を継続いたします。
次は、10番、余湖龍三君の発言を許します。
10番、余湖龍三君。
○10番（余湖龍三君） 10番、余湖です。通告書に従いまして、質問させていただきます。

まず、1点目に、こども園の建設計画について、お尋ねいたします。

こども園については、今年第1回定例会では、プロポーザル関連で54万円、第2回の定例会では実施設計業務に4千万円の補正予算が認められ、着々と来年度建設、28年春の開園に向けて、仕事が進められていることとと思われます。ただ、今後の予算金額として、当初説明のありました建設費6億円、地中エネルギー1億円、外構関係で1億円、これらの金額が資材不足等の価格上昇、労務単価の上昇により、予定の範疇^{はんちゆう}に収まらない事態になってきているとの説明も事前にありました。実施設計業者も決まり、細部に対する検討が進んでいることと思いますが、今後の展開について、何点かお尋ねいたします。

1つとしまして、ここ数年来、道内、全国、ほかの町でもこども園の建設が進められています。実際よその町では建設計画、施設の建設にどのぐらいの金額がかかっているのか、具体例があれば教えていただきたいと思ひます。

2つ目としまして、現時点でのこども園建設全体の予算金額はどのように算定されているのかお尋ねいたします。

3つ目としまして、この事業に対する国・道などの補助金は、どのようなものを予算しているのかお尋ねいたします。

以上、よろしくお願ひします。

- 議長（橋本憲治君） 町長。
○町長（菊池一春君） ただいま「こども園の建設計画」について、3点のご質問がございましたのでお答えをさせていただきます。

1点目の「ここ数年来、他の町でもこども園の建設が進められているが施設建設にどれぐらいの金額がかかっているのか」とのお尋ねでございますが、他町における過去に建設された類似施設とは、建物の設備、建設条件などの違いから単純に比較することはできないことをまずご理解願ひします。

参考までに直近のものでは、管内では津別町でこども園の建設がございまして、新聞報道の範囲でございますが、津別町のこども園は福祉法人での発注となっております。建設面積が1,666㎡、建設主体工事総体で6億4,530万円、平方メートル単価で3

8万8千円でありました。

2点目の「現時点でのこども園建設全体の予算金額はどのように算定されているのか」とのお尋ねでございますが、まず、基本構想の提案競技であるプロポーザルの応募条件についてでございますが、建設費については、他の類似施設の建設単価を参考に、建物本体の建設事業費の目安を平方メートル単価30万円の2千㎡で、6億円とし、提案条件には「6億円程度」として明示させてもらいました。全体事業費として、これに解体を含む外構工事として1億円程度、再生可能エネルギー施設分として1億円程度のあわせて約8億円を条件に提案を求めたものでありますが、平成25年度以降の建設業の厳しい状況は議員もご承知のとおり、建設費や工期等に大きな影響を及ぼすことを懸念しているところでございます。

また、本年度に入りましてから、子ども子育て新制度において具体化されたこども園機能として、未利用保護者も含めた就学前児童保護者に対する子育て支援のための相談室の配置やそれに伴う大人用トイレの拡充、本町保育の特徴であります3歳未満児の入園が多いことによる保育室のトイレ増設等があります。さらには、現場の幼稚園教諭、保育士等で協議を重ねながら、保護者説明会やアンケート、先月27日には設計業者、保護者を交えてこども園づくりのワークショップを開催し、その中で出された意見を子どもたちの園活動の観点に立って、その都度、改善要望として集約した上で、設計業者に再提案をいただいているところでございます。

最終的な建設費につきましては、このような段階を経て平面図等が固まった時点の適正な価格等で積み上げていくものでありますので、現時点での予定事業費は、お示しできないところでございます。

なお、概算事業費につきましては、年内にまとめる方向で設計業者に努力していただいているところでございます。概算額が出た時点で、改めて議員の皆様にご相談をさせていただきたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

3点目の「この事業に対する補助金はどのようなものを予算しているのか」とのお尋ねでございますが、建物本体の建設費につきましては、林業関係補助の採択に向け要請活動を行っております。また、再生可能エネルギー施設分では「北海道グリーンニューディール基金事業」の補助を予定しておりますが、いずれも設計金額が確定しなければ補助金額等は算出できない状況でありますことをご理解願います。

以上、ご質問のありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 時期が悪いのか、何か尋ねたことが全てまだ早すぎるので数字が出ないというようなことが返答の大体だったかというふうに感じているところでございます。

ただ、漠然とした中で、訓子府町において、こういう公共施設の建設に関して、建物に6億円をみるという建物というのは、町の全体予算の中を照らしても、びっくりするような金額なのは確かだと思います。今まで訓子府町でも一番大きなのは役場の建物を建てた時かだと思います。あれで建設費は15、6億円だったのかと思いますけども、あれから何十年もたっていますけども、現在、町の年間予算の中で、6億円の建物並びに外構、エネ

ルギーで8億円という数字は、施設については、本当に庶民感覚でいくとびっくりするような金額で、宝くじが当たっても払いきれない金額なんで、このことについては、かなり慎重な、もともとの数字が大きいので、かなり慎重に次の段階に入ってもらわなければ、ちょっとしたことで本当に何億円というお金が変わってくるのも現実じゃないかと思っております。

そこでお聞きいたしますが、近隣では、津別が6億4,530万円かかったという、平方メートル単価38万円というお話がありましたけども、訓子府は平方メートル単価30万円の中で見積りしているという話がありましたので、6億円という数字だったんですけども、この6億円もその後の返答の中でも具体的な数字は出てませんが、いろんな条件の中で上がっていくだろうということはあるんですけども、まず、一つ目として、こういう施設をつくるにあたっては、人数掛ける一人ひとりの補助と言いますか、そういうような面でも基準面積というんですか、決まった施設、設備に関しての人数掛けるというのは、基準面積とかいうものがあると思うんですけども、そういう面からいくと訓子府の設計というのは、プラスアルファはかなり入っているのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園事務長。

○幼稚園・保育園事務長（中山信也君） ただいまご質問いただきました基準面積の関係でございますけれども、こちらの基準に面積につきましては、相当昔にたてられたものでございまして、例えば、園児1人当たり、乳児以外ですと1.95㎡でしたか、そういった面積になっていまして、それは最低限の条件ということで考えているところでございます。ですから、今の現状の保育室や何かそういった状況を見ながら、こういった面積というのを割り出して総体面積を出しておりますので、その辺、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 相当前の基準というのはわかりますけど、ただ現在でもその基準に基づいて、そういうような補助的なものというのは、決まってくるんじゃないかというふうに聞いているんですけども、その面積、じゃあ今回の訓子府の施設については、その基準面積、1人当たり何㎡というのはあると思うんですけども、人数当たりにして、そのラインというのは、どうなんですか。その数字があって、プラスやはりこういう施設も、こういう施設もほしいというようなことで、面積的には大きくなっている可能性というのはあるのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園事務長。

○幼稚園・保育園（中山信也君） 例えば今、幼稚園の保育室がございまして、今度建てるこども園につきましては、ほぼそれより若干広めにはとっておりますけれども、さほどそんなに大きくしているというところではございません。そういったところでご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） いろんな方、先生方とか町民各位のいろんな意見を聞きながら、いいものをつくろうとやっているんだとは思いますが、そういう面積的には後からこちら辺は、数字的にも多過ぎるんじゃないかとか、そういうふうな現状というのはなく、最低限のラインで、まったく必要なラインでいっているということで理解してよろし

いですか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、特に保育室の面積の関係で、お尋ねがありましたので、現在の保育室の面積の考え方をお答えしたいと思います。

まず、今の在園児なり、これから在園児というか、入園する子どもの数、それと今の訓子府町における出生数の数を加味しながらというか、推計しながら、それぞれの今の年齢ごとの入園率などを加味した中で、クラスの人数を推計した中で、それは、例えば、0歳なら何人、例えば1歳なら何人から何人、3歳以上では、ほぼ100%入るので、そのことを加味しながら、今の面積を先ほど言いました1人当たり2㎡当たりを含めて、今の保育状況を加味したとこで、保育室を設定しているというところでございます。それと今の保育園なり幼稚園にない機能を増やしたというか、例えば、町長の答弁でもお答えしましたように相談室を多くしたとか、トイレを多くしたというのが今の現在の進めているところですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 人数のことについては、やはり長期的な展望の中で、そういう基準を満たしているんだと思います。そこでですね、やはり気になるのは金額のことになってしまいうんですけども、補助金に関してはわからないという、現在の段階では、数字が出なければわからないというようなことがお答えの中にありましたけども、予想する中でエネルギーに関しては、かなりの補助金があるというようなお話も聞いていましたけども、建物に関しての予想といいますか、細かい数字じゃないにしても、大体、割合的にもこれぐらいの補助があるのではないかとか、そういうのは、段階での話はわかりませんか。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田彰君） 今、補助金のお尋ねをいただきました。割合というか、現在、答弁でお答えしていた林業関係の補助につきましては、今年度限りで終わる補助事業の予定となっておりまして、事業継続に向けて、町長はじめ北海道も含めて中央要請等々をしている最中でありまして、先だって活性化期成会の要望時に、町長が林野庁のほうに行きまして、感触としては、補正予算等々の基金事業が出るのではないかとというような感触の状況ということで、旧来の、今年度までの事業の補助率というか、そういった部分につきましては、上限が5億円、補助率が2分の1、あくまで設備とか、機械設備、電気設備は、補助対象から抜ける。主に、木工事の部分に対する補助ということで現在、運営されている補助ということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 結果は別にしてもそういうものを狙っていると。それは建物に関してですけども、あとエネルギーの具体的な数字というのは出ていますか。それと外構というのは、自主財源なんですか、ちょっとそこら辺もわかる範囲でお願いします。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田彰君） 申し分けありません、ちょっと答弁少なくて。エネルギーの関係については、基本10分の10、100%の補助ということですのでございます。ただ、補助対象外という施設も、実施設計の中では出てくるということで、その部分はちょっと減っていくかというふうに考えております。あわせて外構の部分なんです、外構部

分については、現在のところ補助金、交付金等についてはないということで、我々のほうも押さえているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） うまくいけば建物に関しては、5億円までは2分の1、エネルギーが100%、外構、残りが何ぼになるんですかね、漠然と考えた中でいきますと、3億円ちょっとの、現時点では、自主財源でというようなことになってくるんじゃないかと思えますけども、それは当初から考えていたことだと思いますので、それなりの対策といいますか、そういうものは、そのあとは交付税の対応とか何かというお話もちらっと聞いたことがありますけども、そこら辺は頭の中の数字だと思いますけども、ただ一つ、ここで聞きしたいのは、いろんな方の知恵を絞って、いいこども園の実施設ができた。そこまでは大変いいことだと思うんですけども、ただ、予期せぬ大震災とか、オリンピックとかの関係で資材とか人件費が上がると。これについては、予想で構いませんけども、やはり、どうなんでしょうか、同じ基本設計でいきますと、基本設計も変わっているのもわかりますけども、そういう細かい数字じゃなくてもいいんですけども、どれぐらいのアップ率を考えていらっしゃいますか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（佐藤正好君） ただいま、建設にかかわる労務単価等の上昇についてのお尋ねをいただきました。労務単価そのものは、この1年ちょっとで2回ほど上昇しておりまして、改定されておりまして、25%ぐらい上がっているという状況で、この10月にもまた改定されるんでなかろうかというような報道もあるところであります。

まず最初に、お断りしておきたいのは、現時点で、まだ設計といってもまだ積み上げたものはございませんので、あくまでも業者さんは、基本構想、プロポーザルですから、基本構想の提案をしていただいたと。その中で私どもが提案条件にしたのは、少しでも建設的な圧縮を図りたいという思いから、一応6億円という、先ほど30万円掛ける2千㎡以内ということで、6億円という数字を設定しています。そして、私どもとしては、そのまま業者さんの提案を丸のみするわけではございません。基本的には、業者さんから提案のあったものをベースとしながらも、今、先ほど答弁の中にありましたように、現場の先生方だとか、そういった方々の意見なんかも集約しながら、どんどん今改善を加えている。一般的には、プロポーザルの金額というのは、業者さん自身も一つひとつ積み上げたものでなくて、今までの経験する中で概数として、これぐらいいけるんでないかというようなかたちでの提案ですから、個別に我々がこれから今要望して改善点なんかをまとめていくと間違いなく一般的には上がるというふうにまずご理解いただきたいと思えます。とは申しましても、少しでも当初言った6億円に近づけたいという思いがありますので、いろんな要求する部分の一方で、少しでも下げる方法はないかということも並行して設計業者さんと協議をさせていただいているということでもあります。

その中で今、お尋ねがありました。建設工事費の上昇率ってどのぐらいなんだというお尋ねですけども、実際に今年に入ってからというふうにご理解いただいたほうがいいかと思うんですけども、正直に建設業者さんの方にどんな状況でしょうかと、感触でよろしいんで、ちょっと教えていただけませんかという話をしましたところ、型枠ですとか、鉄筋工の関係で5割程度上がっているんでないかと。これはあくまでも感触ということですよ。

資材につきましては、物にもよるけれども、上がってない物もあるけれども、資材については2割程度と、総体で3割程度の工事費が上昇しているのではないかというお話をいただきました。これはあくまでも業者さんの感触でありますので、必ずしも的を得たものといえないかもしれませんが、実態としては、価格の問題そのものよりも時期によっては、資機材が調達できない。あるいは作業員が確保できないという理由で、全道的に、全国的にも、入札不調ですとか、不落ですとか、あるいは、工事の途中でとまっているという事案が散見される状況にありますので、これから事業を進めていくに当たりましては、実勢価格をある程度反映した予算の確保とあわせて、早期発注と十分な工期の確保というのが不可欠な状況であるというふうに考えております。一般的には物や人が不足すると上がるというようなこともありますので、場合によっては、今後、道単価では対応できないケースというのもあるかと思っておりますので、これから設計作業が進んで、入札する時点では、実勢価格にも配慮しながら慎重に事務を進めたいというふうに思っております。

○10番(余湖龍三君) 余湖龍三君。

○10番(余湖龍三君) 言っていることはよくわかりました。わかるんですけども、具体的な数字が出てない上では、設計屋さんも皆さんのそちら側の希望を聞いた中で、どういう数字を出してくるのか、近いものを出してくるのか、それもわからないというようなことだと思いますけども、具体的にお願いしちゃいますと簡単な話なんですけども、本当に建物だけを考えて、6億円というようなことを考えている中で、総体的には3割の工事費でも、アップを見込まなければいけないんだという、そういうような現実にはそういうふうには突きつけられているというのはわかります。そうすると単純計算でいきますと、6億円が3割上がりますと1億8千万円上がりまして、本当に6億円が8億円になるんじゃないかと。8億円ですと外構とエネルギーを入れますと10億円になるんじゃないかと。たった3割の世界の中で、そういうかたちかもしれませんけども、これは3割、1億8千万円上がるということは、町にとっても、すごい数字じゃないかと私は思うんですけども、我々の算数からいきますととんでもない数字で、あまり計算できないんですけども、ただ、そこら辺の腹づもりをお聞きしたいと思ひまして、3割上がるから、必要なものは揃えて、せっかくつくるんだからやらないきゃいけないと。ただ、それにあわせてこっだけ単価が上がったけど、それは世の中の流れの中ではないんじゃないかというような心づもりなのか、それともやはりこういう数字の中でいくんで、やはり6億円という数字を守りながら、もっと詰めれるところは詰めていこうとか、そういう方策も考えていくんだというふうなことをお考えなのか、そこら辺の考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○議長(橋本憲治君) 建設課長。

○建設課長(佐藤正好君) 建設費にかかわるご質問ということで、基本的には、例えば、値上げというか、事業費が膨らむ要素というのは、この要望の中で、何点か具体的に答えることできるんですけども、ただ、いずれにしても何点かあるんですけども、それを全部積み上げた時点で、場合によっては、工法そのものも見直していかなくちゃいけないケースというのも出てくると思います。簡単に言えば、例えば、屋根の工法をどうするのか、面積が大きいですから、金額的にもすごく大きなものになっていくと、そういう見直

しを一つひとつやっていく中で、事業費を圧縮していくものもあるし、あるいは現場のほうで要望があったものでも、これは我慢してくださいというようなものも出てくるかと思えます。特に、屋内の遊戯施設だとか、そういったものも当然予算にかかわってきますから、そういった調整も出てくると。あと先ほどお話がありました補助金がどれだけつくかによって、要するに補助の財源とあと実際に皆さんから要望上がっているものとの積み上げたものの接点をどこに持っていくかという、そういう調整というのは、設計金額を積み上げた時点でないとできないことですから、いずれにしても、そういう努力はさせていただくということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） ここで、ああそうですかって言うてしまうと、努力をして、やっぱり7億5千万円かかっちゃいましたって言われちゃうのは、今までの流れかなという気持ちはあるんですけども、やはりそうやって積み上げ、いいもの、いいものへ効率的な、せっかくならんだからいいものへという気持ちもよくわかるんですけども、これ数字だけの話をしますと、どこかでマイナスしてでも何かで補えるものやっていこうじゃないかとか、そういう発想もぜひ必要だと思いますので、やはり金額が出てないので具体的なこと言えないと言われてしまうとこれ以上、突っ込みもないんですけども、ただ気持ちとして、やはり1回、6億円と出した数字が、そちらではそれはいいだろうという話の中で、我々も事前説明の中でも、そういうものを聞いた中で、そんなにかかるのかということ、しょうがないという感覚も持っていたんですけども、やはりこれ2割、3割の上昇に関しては、やはりこれから努力をしてもらって、あまりそちらの効率がすべていいものをつくるのが全てという気持ちではなく、やはりその金額の部分何とか工夫で埋めるとか、施設に関しても工夫して済ませられる部分をつくるか、そういうことの必要性は大変あると思いますので、具体的な数字は、本当は6億円で収めてほしいので中身については検討してくださいという言い方をしたいんですけども、それもまだ中身が決まっていない段階でと言われれば、それも言えない流れもありますけども、そこら辺の足し算、引き算というのは、非常に考えた中で、これからも議論の機会あるんでしょうけども、そこらを考えた中で実施設計の数字を出していただきたいと思っておりますけども、町長いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 建設課長が言ったことは当然やらなきゃならないことなんですけども、8億円が30%上がって10億円になったと、財源的なある一定のこの水準だと。このままで理想とするもの、皆が願って、親も先生方も願ってやってきたやつを材質や規模やそういったことを含めて縮小させるかどうか。あるいは10億円かかったとしても財政的な見通しの中で、これを決断するかどうか。これは町長の政治的な決断です。その上で提案させていただきたいと思っておりますので、その時期が来たら、ぜひ議論の上でこれからの未来の子どもの施設をどうあるべきかということも含めて、改めて議論させていただきたいと思っておりますので、ご理解をさせていただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） まったく町長にとっては、町長の立場としては、それがベストだと思います。我々もその結果に対して、ものの言える時期に適切な提示をしていただき

まして、意見を述べさせていただきたいと思いますので、そういうことについては、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

そういうことで、次の質問に入らせていただきます。

2つ目としまして、空き店舗対策について、その進捗状況はということで、町長にお伺ひいたします。

今年度の新規の取り組みとして、空き店舗対策として、訓子府町店舗出店等支援事業補助金300万円を予算組みし、関係団体・商工会関係等に説明会を実施し、町の空き店舗解消への思い切った方策を提案したものと感じていましたが、あれから今5カ月が経過しましたが、具体的な動きが見えないと感じております。

この事業に対して現在までの進捗状況はどうなっているのか、また、今後どのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「空き店舗対策の進捗状況と今後の対応」について、お尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、現在までの進捗状況についてであります。空き店舗活用補助制度についての説明会を4月14日、町民や町内の商工業者の方々を対象として企画財政課の活性化チャレンジ事業の説明にあわせて行ってきております。

そのほかに、ファーマーズマーケット「夢ミール」、^{あい}I倶楽部、うしや乳業プロジェクト、野菜倶楽部、きらきら本舗や東京などの首都圏に直接販売されている方々なども対象に6月と7月に2回会議を開催し、空き店舗を利用した助成制度の説明と野菜直売所や乳製品加工場の起業に向けた課題などについて、公益財団法人中小企業総合支援センターの中小企業診断士である辻^{つじとおる}亨さんにアドバイスをいただいているところであります。

なお、これらの団体の中から野菜倶楽部が11月ごろに空き店舗を利用した野菜の販売など1日限りでありますが開催したいと相談を受けているところであります。

さらに、7月17日には、町主催で商工会と町長との「車座トーク」も開催し、役員や事務局、そして会員の方々とも意見交換をしているところであります。また、商工会の主催事業として、8月3日に1回目のストリートフェスタを開催し、10月19日には2回目を開催するなど、商店街全体の活性化に向けた取り組みに懸命に取り組んでいるところでありますが、継続的な空き店舗利用という点では残念ながら現時点では利用者がいないのが実態であります。

次に「空き店舗の今後の対応」についてであります。議員もご存じのとおり現在の空き店舗は、ほとんどが住宅に接続されており、利用する場合にいろいろな面の制約や店舗を改修する部分も多くあり、起業するためには相応の投資を必要とすることも一つの原因と考えられましたので、少しでもその負担を軽くするため、支援制度をつくり、議員の皆様のご理解をいただき本年度1件分に相当する300万円を予算化したところです。商店街やまちの活性化の一部としてもこの制度を活用してもらいたいというのが私の願いでもありますので、引き続き、商工会などとも十分協議しながら空き店舗の利用促進を図ってまいりたいと思っております。

以上、お尋ねがありましたことについてお答えしましたので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 今、お答えの中にありましたように実際には、この300万円をせっかく予算措置をしたんですけども、実際には使われていないと。私は、以前の一般質問でもお話したことがあります、300万円が高いのか安いのか、それで本当にできるのかできないのかということになりますと非常にやはり大変な難しい問題じゃないかということを考えておりました。ただ、春の段階では、今この中にも名前が出てきました^{あい}I倶楽部ですとか夢ミールですとか、そこら辺がやっぱり何とかもう一步踏み出してくれるのかなというような気持ちを持っていたんですけども、やはり実際には、数字ひとつをみましても、その中ではちょっと難しいんじゃないのかなというのは、やっぱり現実として当たったのかなと思います。やはり、本当にもっと簡単なリフォームの50万円ですとかね、そういうものでしたら、受付間に合わないぐらいくるんですけども、やはり店舗を直してでていこうということで、300万円ではなかなか難しいのが現状ということが役場のほうもおわかりになったんじゃないかとは思うんですけども、今後の展開についてお伺いしましたけども、利用促進を図ってもらいたいと、商工会とも十分に協議しながらということがありますけども、私も一つお願いというか、ここでどのようにお考えなのかと思いますが、空き店舗対策をやっぱり真剣に考えるのは、皆さん真剣に考えていらっしゃると思うんですけども、やはりその数字の問題の中で300万円という数字の中では、やはりなかなか踏み出せないのが現実ですし、^{あい}I倶楽部にしても夢ミールとか、そういうものにしても、1日限りのフリマですとか、野菜即売ならできると。そういうようなことになりますと、これとはちょっと違う状況になると思うんですけども、ズバリお聞きいたしますけども、町として、もうここまできたら活性化のために、モデルケースとして、どっかの空き店舗一戸を町がやはり改築して、そういうアンテナショップみたいな感じで、まちの中に活性化を取り出そうというような思いはないでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 現時点では、ありません。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） せっかく、ありませんというお答えがきましたので、それを何とか考え直してもらいたいなと思って、こうやって質問に立つんですけども、やはり、実際に空き店舗に対しましては、利用の方法いかなんでは、やはり活用の道はもっともつとあるとは思うんですよ。ただやはり、そういう場所、やってない人にとっては、その一步を踏み出すための思い切った一步としては、300万円の補助金のために600万円のお金をかけてというようなこともありますし、現実的に先ほどの答えの中にもありましたように、家とくっついた空き店舗ばかりなんで、そういう意味の活用というのは大変難しいんでしょうけども、ただやはり現実問題として、今のまちの中の賑わいを戻す、そういうようなためにも、やはり空き店舗を活用できる方向で進めていかなければ、やはり今後の訓子府のまちの中の商店街に賑わいはないんじゃないかと一番感じています。それでやはりそのためには、その一步を踏み出すためのモデルとして、それが600万円かけて300万円補助を出すというのが、町の方針ですので、その中のその600万円ですらで本当に行けるんでしょうかねと。どう考えるのか別としまして、600万円をかけて町でちょっと思い切って一店舗やっぱりつくってみて、皆こういうかたちでそこから進めていこうというよ

うなことを考えてほしいのが現実なのです。それじゃなければやはりこの空き店舗の対策の一步というのは進まないんじゃないかと思うんですけども、再度お尋ねいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） これの提案があったのは商工会からですからね。それをまだ半年もたっていないのに、もうだめです600万円にしましょうとかということはね、行政としては言えないでしょう。しかもアンテナショップをつくったからといって、まちが賑わいを持つのかどうかということからいうと、アンテナショップを誰が経営して、そして、誰がやるのかということからしてみると、非常に私はハードルが高いという気がしてるんですよ。例えば、これは後でまた西山議員からも質問出るようでございますけれども、先般、四万十市の地域協力隊の実践報告というのを山梨に行って聞いてきたんですけども、大体全国的に進んでるというのは、これ住民なんですよ。住民が法人つくって、自分たちでお金を出し合って、そして700万円からのお金を集めて、そして、そこでスタンド経営したりとかいろんなことをやりながら、益を出して配当金を配るとこまでいったということをいろいろ考えていくと、私はやっぱり行政はもちろん逃げも隠れもしませんし、できる限りのことはやっていかないといけないと思っているんですけど、まずは、その場で生きている人たちが生活している人たちが本気になって、この状況どうするかということのをベースにしながらやらなかったら、非常に難しいんじゃないのかなというふうに思っていますので、ある意味では、来年の3月まで非常に厳しい状況でありますけども、いろんな動きが今、さっき私の答弁で申し上げましたように、いろんな動きが出てきています。ささやかなたった1日とはいいいながら、今度は小澤商事の店を借りて、そこで野菜倶楽部の人々が1日の店を展開してみたいということも出ているし、先般ですと堤呉服店のバーゲンセールを大阪の商社が来て、商社というか、商店が来てやったら、ものすごい人波がいたということも含めるといろんな動きが今出てきています。これもまた後でまた、旭町にスーパーが出てくるとかということも考えていくと、改めて、商工業者の皆さんと我々が含めて、この商店街振興をどうするかということと、いろいろな今町民の動きが出てきている中でそれをどう発展させていくのかということの両輪というのは、ものすごく大事な時期に来ているんじゃないかなと私は思っていますので、ぜひ商工会の役員でもございますので、お力を貸していただきたいですし、具体的な提案を、おれもこうやると、そういう皆さんが商工会関係者の方の皆さんがそういう立場でやっぱり一緒になってやっていこうという時期に来てるんじゃないかなというふうに思っていますので、まだ半年ですので、もう少し様子を見させていただきたいというふうに思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 半年ですからね、というような話も確かにありましょう。それは一つ、納得はしないけどわかる言葉の一つですけども、山梨のどこどこというようなお話も聞いてきたというようなこともありましたけども、私もこの間の議員の視察の中で、帯広の電信通り商店街というところへ行きまして、そこもきちんとした法人の格をとって、2人の理事長さんと専務理事さんですか、その2人が運営しているみたいなものですけども、本当に空き店舗なんか宝なんですよと。何ぼでもあったほうが、あったら使えるだけ使えるんだというお話を聞いてきたんですけども、私もいろんなところを見せてもらったり、行って感じますけども、やはり一番訓子府のまちの中で、そういうことやるにも

どうしても腰が引けてしまうというのは、そういう大きな町では、札幌にしる、帯広にしる、そういう町でも、一部の場所が、20件、30件ある商店街が、そこで何か新しいものをやって頑張ると、その周りから人が来れるんですよ歩いてでもね、実際の話、それが訓子府という、いくつも商店街があるわけじゃないですし、あのメイン通りの中で、そこにしかないんで、しかも、そこで何かおもしろいことができればいいんですけど、すばらしいことができればいいんですが、まず一步踏み出してみようぐらいですとなかなか人が集まってこない。今、町長が堤さんのお話をされたんで、別に反論するつもりはないんですけども、あんだけのことを、ああいう堤さんみたいな、あんだけあった品物のお店屋さんでも70%引きだと言っても訓子府町民は、実際の話ですよ、町長、何時に見たかわからないんですけど、私は午前中2、3回あそこを見まして、午後からも通ってみましたけども、午前中の10時、11時ぐらいまでは、両サイドに車があって、お客さんたくさんいたのかと思いますけども、午後からは本当にいませんでした。実際はそういうのが現実なんですよ。ですから、何か事を起こすということは、やればできるんですけども、それに対して集まってくる条件というんですか、訓子府町の場合、来る者の数が知れてますので、そういう面ではやはり、ちょっと思い切ったものというのは、最初からできないのが現状なんですよ。これでまた一つ、町もこの300万円をつけた元というのは、空き店舗を利用した中で、やはり町民の中のお年寄りでも寄れるような場所があったほうがいいんじゃないのか、そういうコミュニティーの場所を新たに^あつくとかというのもいいじゃないのか、そういうようなことにもやはりいけるのが、1倶楽部たちが計画した話の振興の一つにもあったんじゃないかとは思いますが、そういう面で行くと、そういうものの必要性というのは非常にありますし、やはり今、物を売って、売るためのお店屋さんを新しくつくってくださいよって、それは意欲としては、そういう店主もいますけども、それにはちょっとハードルが高いので、やはりそういうコミュニティーを主体とした中の、じゃあ使いたいときには、1日だけでも2日だけでも使えるような施設がほしいなと思うと、私が先ほど言いましたように、やっぱり町でいったんドンと勝負してくれて、そういう施設をつくってくれるのが、まずスタートになるんじゃないかというような意識を私はこうやってずっと見てると思ってます。やはり、個人の方が、今言いましたように、何百万円のお金をかけて、あそこに商売として出るのは、本当にちょっと条件的には、まだまだ訓子府は整わない。だからその分、やはり町がそういうコミュニティーをあつれた、お年寄りがまちに来てちょっと一息つける場所を兼ねたようなものの中で、定期的には言わなくても、たまにでも、何々倶楽部、何々の団体、何々の団体が、そこを使った中で物販をできるとか、それをアンテナショップというのかどうかかわかんないですけど、私はそういう意味で、アンテナショップかと思うんですけども、そういうものをまちの中に、そういうものが1つできることによって、その賑わいが広がっていくというようなことも現実的にはあると思うんですけども、今すぐどうのこうの、本当に半年間しかやってない事業なんで、一年みた中で次があるのかもしれないんですけども、やはりそういうような思い切った、もう300万円が600万円出してもいいぐらいの思い切った町の施設、施策にしてもらいたいなという気持ちを持っているんですけども、再度お願いします。

○議長（橋本憲治君） その前に、お諮りいたします。

4時も過ぎましたので、本日の会議時間は、議事都合上により、あらかじめ延長したい

と思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長する件は可決されました。

本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

町長。

○町長（菊池一春君） コミュニティー的な場の設定、それから300万円を600万円を出して集客的なことをやるべきではないのかと。これについては、一つは参考意見として、とどめておきたいというふうに私は思います。

そして、600万円を出して仮にそれが人の賑わいができるのであるんだったら、議員の皆さんのご理解を得て600万円の提案をさせていただきます。ここが難しいところだと私は思っています。これからまた後で議論になるとは思いますけど、旭町にスーパーが出てまいります。高齢者の実態調査、介護保険にかかわる実態調査をやったら、買い物できるスーパーがほしいんだと。そして、できれば早くほしいと。こういう要望もありますから、その点だけ考えていくと行政も反対というよりは、積極的にそのスーパーに商店街とあるいは商工会と協調しあいながら、この町の高齢者やさまざまな生活をしている方々の困らないように、一緒になってやっていきましょうというのが、一つのある意味では、住民の方々の要請からいくとそういう状況に今来ていると私は思うんです。

しかし、それだけでいいのかと。そうすると影響を与える業界というのは、業種というのは必ずあります。それらの人とどうやって共存していくかということの非常に難しい選択を私たちは今、迫られているのではないのかと思っていますので、余湖議員のご意見もまた一つの考え方として受けとめながら、総体として、この商店街が発展していけるような方法をみんなの力でやっぱり考えてつくっていくかなければならない時期だというふうに思っていますので、この点もご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） 本当に今、スーパーの話が出ましたけども、スーパーが出るお話も確かにありますけど、ただ本来の、今そういう空き店舗を利用した中で、まさにそういうものが、コミュニティーの場ですとか、本当に簡単にイベントができそうな場所ですとか、地元の力、活力を生かしていくような、発信できる場所をつくるということは、またこれ違う話だと思うんですよね。はっきり言いますと本当にスーパーに行く人はスーパーに行ってもいいじゃないかと、あそこに行けば必要なものはあるんですから。ただし、やっぱりまちの中にも面白いところがありますよと。だってまちは今からずらせれませんからね、このまち並みは。ですからやっぱりまち並みの中にもやはりそういう場所をつくっていく。そこの中にも人が集まって来れる。そういうものを進めていくのが、必要なことだと思います。これが行政がすべてやることだとは思いませんけども、ただ商工会からの提案の中で、商工会がもっとというような意味合いのお言葉だったのかなとは思いますが、もちろんそれも必要なことですが、やはりこれはお金だけの話をすれば、先ほど300万円、600万円のお話は、基本的には600万円の中で、誰か新規で

やるという人は600万円という数字だと思うんですけども、それでできるかどうかというのは、逆に言いますと私はできないと思ってますけども、そこら辺もやっぱりもっと町が、実際にそれに取り組めば、実際にはもっとかかるんだと、じゃあもっと補助金を増やしてやらなきゃいけないとか、もっと優待できる条件も出してもらえないかというようなことも考えますし、そういうことの積み重ねが、まちづくり、まちの賑わいのな、そういうものの一步になるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ今すぐにはならないにしても、1年間様子を見た、来年度はどういう予算を組んでいくのかということもありますけども、ぜひもう一步進んだ中で、もちろん商工会も頑張んなきゃいけないですけども、町も思い切った政策の中で、こういうことを考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

何かあれば一言聞かせてほしいです。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 駅横の道路を南北につなぐときに、商工会のほうから、物産館とか、アンテナショップ的なものを建ててほしいということの要請も出ていました。これはスペースとしてはありますので、その気運と状況が熟した段階で、それは前向きに検討するというのを私は回答した記憶がございます。これは今も変わりありませんので、これはまた一方で、中小企業振興条例も含めて、工藤議員のほうからもきていますけども、行政と住民とそして商店街関係者の方が一つになって、やっぱりこれらの厳しい状況をどうやって乗り越えていくかということをつくり上げていくことがやっぱりこれから本当に大事だと思いますので、お力添えをお願いしたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○10番（余湖龍三君） そういう必要性は十二分に私も感じています。ただ、行政というのは、力があるものです。もっとも力を発揮して、商工業でも応援していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上で、質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 10番、余湖龍三君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議は時間延長もしましたし、散会いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時11分